



よつて良くなるんだろうな、変わっていくんだろうなどという期待があるからこそ、こういうふうにもう既に新聞やテレビでも取り上げられる。大臣が待つてましたという法案だと思います前に、こういう法案が、大変期待が高いわけですが、これが期待だけが高くて、後の予算等も含めて、フォローがしつかりいかないと、政令、省令含めてしまつかりいかないと、また今度はがっかりしたことになりますので、国会も含めて一生懸命これ応援していかないと思っております。その辺の気持ちも込めまして、これから少し質問をさせていただきたいと思うわけでござります。

前のこの委員会での質問でも取り上げさせていただきましたが、これまでの、戦後一貫して経済成長、国民の富を、所得を増やしていくと、こういう政策の中で、国土政策といたしましては、均ある国土の発展ということであつてまいつたことはそれなりに大きな成果があつたと思うわけであります。

しかし、前の五全総でも、もう二十一世紀の国づくりの在り方としては、一極集中等々、いろいろ矛盾、弊害をもたらしてきた、この均衡ある国土の発展といふことは、いまじょうか、國策をやはり修正、変更して新しい二十一世紀の夢のある国づくりにしていかなければいけないと。じゃ、どうするんだということで議論がなされ、御承知のとおり、地域の活性化といふか、個性ある発展及び美しい国土の創造というサブタイトルで新しい国づくりにしていかなければいけないと。それで、どうも景観といいますと、だれでもそれはいいことだと、こういうことになるわけでございますけれども、これまで地方公共団体の方の動きは条例等で多くございましたけれども、なかなか国が、先ほど申しましたように、経済の基盤をしつかり

して、日本の国づくりの基礎というものをやつぱうなどいう期待があるからこそ、こういうふうに新聞やテレビでも取り上げられる。大臣が待つてましたという法案だと思います前に、これが期待だけが高くて、後の予算等も含めて、フォローがしつかりいかないと、政令、省令含めてしまつかりいかないと、また今度はがっかりしたことになりますので、国会も含めて一生懸命これ応援していかないと思っております。その辺の気持ちも込めまして、これから少し質問をさせていただきたいと思うわけでござります。

○國務大臣(石原伸晃君) 景観法の審議、藤野委員を皮切りに今日行つていただくということでございますが、若干ちょっと背景等々、私なりの考え方を申し述べさせていただきたいと思うのでござります。

やはり戦後の大都市部への集中する人口を受けて、我が国の都市といふものは、それは地方の拠点都市も含めてだと思うんですけれども、かなり無秩序に虫食い的に開発というものが進められてきただんだと思います。その結果、自然環境に配慮したり、あるいは委員が御指摘された景観といふものに配慮がなされていったかというと、なされていない。まあ私がこの辺でこう眺めた限りでも、昭和三十年代から四十年代の高度成長にかけて、例えば日本橋を覆つてしまつた首都高速とか、私は子供のころ、あそこは上が見えていたという記憶があるんですね。それに、あるいは私の身近なところですと渋谷川、これ「春の小川」の舞台になつたところですけれども、今もうかなり悲惨な都市河川でございまして、三面がコンクリートで覆われたような川でございますし、あるいは東京で大きな川というと隅田川、荒川がりますけれども、隅田川も昔は写真で見る限りは桜並木の大木も、そういう状態を作り出してしまつたといふことですけれども。

さらに、これが時代が進んで五十年代になりまると、まさに昭和四十五年がターニングポイントなんでしょう。車があつと増えていきました、郊外のロードサイドにファミリーストアとか、ソリンスタンドとかデイスカウントストアとか、看板が建ち並んで、郊外といふものも景観が破壊されていった、そういう時代の流れがあるんだと思います。つい数年前までは、我が国を挙げまして経済復興、経済効率性というものを最重視していました。アメニティーという言葉も一時期はやりましたけれども、なかなかそちらに重点が置かれてきたかというと必ずしもそうではなかつたんじやないかと思つております。

しかし、その一方で、二〇〇六年に日本はいよいよ人口が減少するということ、それと急速に進んだ都市化といふものも、東京の近郊部の開発といふのは止まつていませんけれども、ほかのところでは大体一段落して、美しい町並みといふのをやつぱり作つて、生け垣のところには市が補助をして、アメニティーという言葉も一時期はやりましたけれども、なかなかそちらに重点が置かれてきたかというと必ずしもそうではなかつたんじやないかと思つております。

いわゆる国づくりの基本は、やはり公共事業としては、都市の景観あるいは自然の景観等について、相当弊害といふか、何か醜くなつたなど。整然としたものがこれまで中心になつて、もちろん国と地方公共団体とあるわけですが、行われてきた。その中で、やはりデザインとか美しさとか含めて、少しやはりその整備の在り方にについて見直さなくては、都市の景観あるいは自然の景観等について、相当弊害といふか、何か醜くなつたなど。整然としたものが分断されたりとか、余計なもので景観がふさがれたりとか、先ほどのいろいろ、日本橋の道路で景観がふさがれる話もそういうことだらうと思うんです。

いろいろやつぱり、公共事業の在り方についてもいろいろ熟慮されまして出されましたのが、美しい国づくり政策大綱といふ去年の七月の大転換だつたと思うわけです。転換といふか、もう自己批判といふか反省も含めての、本当に私は立派だと思いますが。

ここの中でも、これまでの社会資本の整備といふものについて、「質の面でおろそかな部分がなかつたか」とか、それから「行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることとした」、こういう決意といふかが書かれてあるわけでございましたが、やはり地方に任せて、おまえたちでしっかりやりなさいではやはりいけないわけでありまして、国がやっぱり率先して公共事業の面で、デザインとか美しさとか景観を邪魔しないとか、いろんな方法があると思うんですけども、これらの二十一世紀の公共事業、やはり変わってほしいという気持ちもあると思います。

善していくことができるんじやないか、そういうかなり多岐にわたつたこの法案の持つ重要性、意義というものが私はあるんではないかと考えております。

○藤野公孝君

どうもいろいろ御説明いただいて、あるいは本当にこの景観といふものの持つ、あるいは景観行政の持つすそ野の広さというか広がりといふものに改めて、今認識を改めたところでござりますが。

行後の、施行後といいましょうか、施行が公共事業に与えるインパクトにつきまして、御説明いた

だたいと思います。

○政府参考人(竹歳誠君) お答えいたします。

今後の公共事業の進め方が今度の景観緑三法との関連でどのようになつていくかという御質問でございます。

今御指摘ございましたように、国土交通省では昨年四月に美しい国づくり政策大綱というものを作りまして、ここに今後の公共事業の進め方として、美しさを内部目的化するんだと。美しさというのは特別なグレードアップじゃなくて、これらはそれが当たり前なんだというような方向を大きく打ち出して、さらにそれを具体化するために、公共事業における景観アセスメントでございますとか分野ごとの景観形成ガイドラインということで、公共事業の進め方自体についてこのような方向を打ち出しております。

そこで、今回の景観緑三法との関係でございまが、一つは、何と申しましてもこの景観法、本案の冒頭に基本理念ということで、良好な景観とある豊かな生活環境の創造、これらは国民共通の資産で、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるようにするんだというようなことで、国、地方公共団体、事業者、住民の責務を定めているということでござります。

このような基本的な考え方につとりまして、具体的にはどうなるかということになるわけでございますが、一つには、地方公共団体が作成いたしました景観計画というものの中に景観上重要な公共施設をきちっと景観重要公共施設として位置付け、そして公共施設の管理者がこれらの施設を整備する場合にこの計画に即していくんだというようになります。

それから、我が国の景観を語るときにいつも問題になります電線類につきましては、特に景観重要道路ということになりますと、その地中化を推

進する、そういうよなためにこの景観法の中で電線地中化についての特例を設けているというこ

とになります。

面では増加したことになります。  
ただ、現行の多くの景観条例は、建築物や工作物の建築等につきまして届出、勧告というよな

仕組みが主でございまして、そうしますと、例えば周辺の町並みから著しく不釣合な色彩やデザインであつても強制力をもつて規制できないとい

う限界があつたといたします。といふ

ことで、やはり地方としてはできる限りのことをやってみたけれども、やはりここは国の出番だ

という声が非常に強くなつてしまひました。

また、条例では、法律で定められております、

例えば建築基準法の規制を条例で緩和するとい

ことはできません。そうしますと、古いお屋敷、

これで保存するためにはどうしたらいんだろ

かと、やっぱり規制緩和が法律上必要だといふよ

うなこと。また、国税でござりますと相続税、こ

ういうものがやはり軽減されないと古い屋敷を守つっていくわけにいかないというよな、やっぱ

り国として取り組まなくちやいけない部分があつた

たということでございまして、今回の景観法では

三點ございますが、一つは、先ほど申し上げまし

たよな景観に関する基本理念、それから国、地

方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにす

ることでございまして、それから二番目に、

具体的に建築物の色彩やデザインに対する変更命

令等々、強制力を備えた規制を用意すると。それ

から、条例では設けることのできなかつた建築基

準法の緩和でござりますとか相続税等の軽減措

置、こうのことについて関係省庁とも今調整し

ているわけでござります。

○藤野公孝君 地方が今までやつてきたことの限

界を乗り越えて更に実効性の上がる法体系の整備

ということで、今回の國の方でこういうふうに出された法律というものが更に地域をあるいは地方

を勇気付けて、頑張ろうと、今、各地方公共団体

は張り切っていると思うわけありますが、やは

り冒頭申し述べましたように、これから個性あ

る地域の発展あるいは活力あるまちづくりとい

ことを考えますと、地元がやはりしっかりと

ましようか、頑張つてもらわなければいけないわ  
けでございます。

しかし、そのときに、やはり國としてのこの景

觀形成につきましてもいろいろ、私有権の問題、土地所有権の問題、反対の人たちを説得しとか、いろいろの骨折りもあるわけでございます。そ

うは作用に対し国がどのように支援していくのかと、これを、今回の法律でその辺をどのよう

に配慮をなさつたのか、御説明いただきたいと思

います。

○政府参考人(竹歳誠君) 御指摘のよう、個性

豊かなそれぞれの町において景観を作つていくと

いうことになりますと、公共団体や地域住民に

よつて地に足の着いた取組がなされることが極め

て重要であると思

います。

○政府参考人(竹歳誠君) 御指摘のよう、個性

豊かなそれぞれの町において景観を作つていくと

いうことになりますと、公共団体や地域住民に

よつて地に足の着いた取組がなされることが極め

て重要であると思

います。

○政府参考人(竹歳誠君) 御指摘のよう、個性

豊かなそれぞれの町において景観を作つていくと

いうことになりますと、公共団体や地域住民に

よつて地に足の着いた取組がなされることが極め

て重要であると思

います。

○藤野公孝君 地方が今までやつてきたことの限

界を乗り越えて更に実効性の上がる法体系の整備

ということで、今回の國の方でこういうふうに出された法律というものが更に地域をあるいは地方

を勇気付けて、頑張ろうと、今、各地方公共団体

は張り切っていると思うわけですが、やは

り冒頭申し述べましたように、これから個性あ

る地域の発展あるいは活力あるまちづくりとい

ことを考えますと、地元がやはりしっかりと

まちづくり交付金でございますとか、様々な税財政上の措置を行つて行くことはもちろんござりますが、やはり、こういう地域住民の方々の活動をサポートするとか、それから専門家の養成ということも極めて重要ではないかと考えております。今後一層こういう取組を強めてまいりたいと考えております。

○藤野公孝君 これらの地域における取組に今回の法律で弾みが付き、ますます住民あるいは地方公共団体の意識も高まっていくことが期待されるわけですが、今イメージ的に何となく、先ほど大臣のお話も含めて、都市とか、住宅地とか、人の住んでいる、通常そういうイメージなんですが、これから日本のあるいは地域の、地方の景観といふものを見守るときにもう一つ忘れてならないのが、いわゆる農村地域あるいは農山漁村地域の景観も大事だらうと、こう思うわけであります。

大事だらうというか、大変大事なんでありまして、先ほど申しました五全総のときの議論も、名前を出していいのかどうかあれですが、川勝平太

先生の、新しい国づくりは、二十一世紀の日本といふのはガーデンアイランドでいこうぢやないかと、庭園国家といふんでしょうかね。これ大変受けましてといふか、皆さん、そだそだというような議論があつたわけであります。

ガーデンアイランド、庭園国家というときに、やはり農村、都市郊外を含めて、農山村が疲弊し自然がやつれてはとてもそんなことは言えないわけでありまして、その意味で良好な景観を形成するための大きなポイントがこの農山漁村地域、特に棚田でありますとかあるいは里山、これも大変辺の、農山漁村等の景観の保全とか形成につきましての取組はどのようになつておるか、御説明願いたいと思います。

○政府参考人(中條康朗君) 委員御指摘のとおり、良好な景観を形成するためには都市だけではなくて農村地域における景観の維持保全に向けた取組

も重要であると認識しております。農林水産省としましては、こうした観点に立ちまして、棚田、里山などの農村地域に特有の良好な景観の整備保全に向けた取組を積極的に進めることとしております。

この景観法におきましては、一つは、市町村が景観農業振興地域整備計画を策定いたしまして景観と調和の取れた農地の利用への誘導を図りますほか、景観に配慮しました森林施業の促進とともに、耕作放棄地の発生を抑制するために景観整備機構が農地の利用権を取得できるようにしますほか、景観に配慮しました森林施業の促進を図るなどの施策を講じることとしておるところです。

今後、関係省庁とも連携しまして、都市、農山漁村、それぞれの地域の個性を生かしつつ、一体となつて良好な景観の形成を促進しまして、美しい風格のある国土の形成、それから個性的で活力ある地域社会の実現に努めてまいりたいと、このように考えております。

○藤野公孝君 既に、棚田を守ろう、あるいは里山を守ろうということで、これが都市と農村との、何というんですか、交流ということも含めまして、これから大きな一つの、これから地域の、あるいは農村地域の活性化ということの一つの柱に、まだ美しさを守るというだけではなくて、地域の交流という形での活性化にもつながつていくと思うわけでありますので、この辺のところについてもひとつよろしく支援のほどをお願いしたいと思うわけであります。

先ほど、これは農村という話から少しまった飛びますけれども、景観を本当に、何かダメージ、壊している、だれでも指摘する最大のポイントが電線、クモの巣のように張られた電線。あるいは、電柱が無造作にたつと並んでいると。それで視界も遮られる。せつかくの觀光地に来ましても、最初に駅に降りてそういう景観を見ますともうがつかりというようなことで、海外の美しいいろんな景色を見てきたそういう人が、もう年間千六百万の人、七百万人出ておるわけですから、どんどん増

えていく中で、日本つて何でこうなんだろうとみんな思うわけであります。

しかし、そういう嘆き節から脱却しまして、最近ではいろいろ予算的にも、これ手元では、十六年度の予算では電線類地中化で五百六十五億といふようなお金も書いてございますけれども、進められている。でも、日本の国全体から見ますとまだ限られた状況だらうと思うわけですね。

も、この電線の地中化だけでも景観のダメージを与えるものの除去という意味では大変大きな効果があり、みんなも、ああ、町が変わったね、きれいになつてきたなという認識を持つてもらう意味でも大変効果があると思うわけでございますけれども、この電線の地中化の現状あるいは今後の計画についてどのようになつてているのか、あるいはこの景観法で、景観緑三法でこれらのようないふべきな付加というか補充というか、なされるのか、その辺につきまして御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(佐藤信秋君) 電線類の地中化の現状と計画、それからこの景観法でどう進むのかと、こういう御指摘だと思います。

そういう意味では三つお答え申し上げたいと思うのですが、一つはその現状でございますが、全国の四%ぐらいが大体市街化区域と、こういうことになつております。その市街化区域の中の幹線道路の無電柱化率といいますか、で申し上げますと、現状が9%でございます。この中で、特に商業地に限定しますと五割近いという形になつてはおるわけでございますが、しかしながら、大体、人間が歩いたり、目に付くと、こういう部分で申し上げれば、市街化区域全体で申し上げますけれども、景観を本当に、何かダメージ、壊されておりませんが、これをこの五か年で、今後五か年で約倍増といいますか、一七%程度にまでは広げていこう、こういう計画を関係事業者、電線管理者あるいは電電等とそれぞれ約束をいたしまして、計画をこの四月に策定いたしたところでございまして、個別にかなり張り付けといいますか、具体的の計画を路線ごとに張り付けまして、約三千キロでございますが、そのうち市街化区域の幹線道

路が約二千キロ、倍増しようということでお七%、こういう計画を立てさせていただいたところでございます。

それから、この景観計画で、この景観法でどう進めむかと、こういう御議論で申し上げますと、特に景観重要道路として特例的に、電線共同溝の整備に関する特別措置法の特例として景観上必要な道路については景観重要道路と、こういう指定をできるということにこの景観法の中で規定いたしましたところでございますので、そういう意味では、

一層この計画に上増しごらいを私ども考えてまいりたいと思うんですが、ただいま申し上げました三千キロの更なる上増しを考えまいりたいと思うのですが、要は地元で本当に必要な、景観上必要な条件も付けてあるわけでございますが、それだけでは進めていくうえでみんなで進めていくうえでそれが実施、施行可能だということになりますと、本当に、更に自分のところの町をやっぱりきれいにしていく、どこの町を聞いてみましても、やはり一番効果が高いのはこの地中化だとみんな申しております。ただ、自分たちがやるやる言つてもなかなかお金も掛かるし、いろいろ、電力会社等の関係含めてあるからと、こういうことを言つております。

○藤野公孝君 今ちょっと非常に貴重な答弁をいたいたんですけど、今まででは交通渋滞のことも含めていわゆる要件があつたと。今度は、景観だけふくそうしているので何とかせにやいかんというような条件も付けてあるわけでございますが、景観上必要という一点でみんなで進めていくうえで、こういうふうに変えさせていただくところでございます。

○藤野公孝君 今ちょっと非常に貴重な答弁をいたいたんですけど、今まででは交通渋滞のことも含めていわゆる要件があつたと。今度は、景観だけふくそうしているので何とかせにやいかんというような条件も付けてあるわけでございますが、景観上必要という一点でみんなで進めていくうえでそれが実施、施行可能だということになりますと、本当に、更に自分のところの町をやっぱりきれいにしていく、どこの町を聞いてみましても、やはり一番効果が高いのはこの地中化だとみんな申しております。ただ、自分たちがやるやる言つてもなかなかお金も掛かるし、いろいろ、電力会社等の関係含めてあるからと、こういうことを言つております。

実は、これは質問というよりは私の具体的にかわつた例も見ましても、本当に、例えば湯布院の駅前なんかにつきましても、湯布院の町全体から見ればまだ全部じゃないというのは、それはそういうことなんですが、あの駅前の通りが電線が多くなり、それから駅舎も併せて整備したと思うのですが、その辺の一体的な、電線の地中化だけじゃなくてまちづくりのテンポと合わせて一体的

にやりますと、本当に町が生まれ変わったというか、前の町と何か違う町になつたぐらいの効果がありますので、この電線の地中化ということにつきましては本当にこれからもしっかりと公共事業の柱ぐらいに、一つの柱ぐらいにもしていただきたいと思います。柱ぐらいに、一つの柱ぐらいにもしていただきたいと思いますが、よろしくお願ひいたしたいと思います。

今そういう駅前の話も、湯布院の駅前の話もしましたけれども、何も湯布院に限らずどこでもそうなんですが、全国いろいろ、特に観光地と言われるところへ行ってみますと、大変がっかりすることが大半なんあります。ポイントポイントとしての、旅館もそうですねけれども、観光地に行きましたが、本当に駅前は旅館の案内がだあつて、しかもそれがもう古くなつたり電球が壊れたりしている、景観的にもデザイン的にも整備されているわけですが、公共交通機関を使って鉄道の駅降りますと、そこでは旅館の案内がだあつて、駅前の舗装もぐちやぐちだつたりとか、それから看板がずらりと並んでいたり、それから川の歩道も汚い歩道しかないと。それから橋もきれいじゃないと。それで、本当に観光のスポットへ行くと途端にきれいになるみたいなところがあつて、途中が余りにもひどいのでもうがつかりして、もう一度といわういう感じのところが多いのであります。そうなつてきますと、今、話を戻しますと、駅前がとにかくもうちょっと何とかならないものかと思つている人は本当に多いと思うんですけれども、観光バスでぱつとホテルに、旅館に着きますとそこがスキップされるんですね、これから家族で行つたりいろいろ旅行形態も変わりますので、駅前というのは大変大事だらうと思うわけありますけれども、その辺の鐵道の駅舎のさつき湯布院のデザインなんかも言いましたけれども、駅舎のデザイン、それから駅前の景観等含めまして、鐵道事業者もなかなかもうからない中で大変だらうとは思つんすけれど

も、自治体と組んでどういうふうな取組を今後なさつていこうとされているか、あるいはこれまであります。この取組等についても併せて御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(丸山博君)　ただいま先生御指摘いたしましたように、鉄道で観光地などへ行かれますと、駅が町の顔といいますか、その町の第一印象を決めるスポットになつて、おっしゃるようになります。もうその印象が悪いともう後行く気にならないというようなことになると思います。

したがいまして、これまでも鉄道駅舎などを改良する際には、建築確認の手続などを通じまして、自治体等と鉄道事業者が協議を行つて、どういう駅が望ましいのかというようなことをやってまいりました。特に地域を代表する顔としての駅という観点から、それにふさわしい形でありますとか構造の駅作りに取り組んで、良好な景観の形成にこれまでも取り組んできたところでございます。

現在御審議いただいております景観法では、事業者の責務として、自らまず良好な景観の形成に努めるということと、それから国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力すると、二つの義務が課されているところでございます。

景観法案の趣旨を踏まえまして、鉄道事業者に對しまして、景観協議会などに積極的に参加するなどいたしまして、より一層地方公共団体との協力關係を図ることによりまして、鉄道駅はもちろんでございますが、鉄道駅に限らず、その周辺の良好な景観に取り組むよう鉄道事業者を指導していくといったふうに思つております。

○藤野公孝君　鉄道事業者だけでもちろんできるわけではございませんけれども、もう町の一つの、今おっしゃいましたように玄関口といふか顔でございますので、この辺が良くならないと、特に外国人なんかに對しても、日本はきれいな国だよと言つた途端にその駅がそういう、駅前がそういうことであれば大変恥ずかしい思いをするんじやないかと思います。徐々にではあっても改善されていく

いくようによりまた御奮闘いただきたいと、こう思います。

その駅前でも、今看板の話を、広告物、屋外広告物の話を申しましたけれども、みんなやはり何

ですか、生きていく、生業といいましょうか、

それは大事でありますから、景観がすべて、景観原理主義のようなことを言うつもりはございませんけれども、外国等、私も海外赴任の経験がありますから、外国でもいろいろそれはコンプリクトがあるようなことは聞いていますが、やはり町全体の景観を壊しても、あるいは自然の景観を壊してでも広告物を出すというのはやはりもう許されないと、成熟した文明国家としては恥ずかしい行為というふうにだんだんなつていかなくちゃいけないと私は思うわけでありますけれども、幾ら生活が懸かっているといつても、やはりどこかでやつぱり我慢するもう時代だらうと思うわけでございますが、特区ということで、構造改革特別区域でこの広告規制ということをなさい、またそれが一つのはずみになつて今回の法律の制定にもつながつていくような動きになつてゐると思うんですけれども、その具体的な効果等について御説明いただきたいことと、その区域が今度広がつてどんどんいきますけれども、そうすると当然、今まで合法的だった広告物が今度はそれ取扱いが、拡大された地域等については、例えば撤去されるのかとか、結果としてきれいにならなきや意味がないわけであります。法律のただ網がかぶつたよというだけでは意味がないと私は思つて御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(竹齋誠君)　今御指摘がございま

たように、広告 자체が悪いというより、やはりそ

の色彩の調和でございますとか形とか、それから掲出する場所とか、そういうものがやはりこの景観の計画の中できちつと位置付けられていくといふことが大事ではないかと思います。

そこで、今回の景観緑三法の先駆けとして、昨年六月にこの構造改革特別区域法の改正によりまして違反広告物の除却、これが、特区が現在岐阜県、奈良県など九団体で認定されているわけでございます。この特区におきましては、知事や市町村長が自ら違反物件を撤去できる制度の拡充等行なってほしいということがございました。それから、特区におきましては、特区とすることございましたので住居専用地区に限るというようなこともございましたけれども、それも広げてほしいといふよう御要望があるということで、今度の法律改正におきまして適用区域を限定することなく全国化するということでございます。

広がつてきますと、従来適法であった広告物が問題になるということもございますが、広告物につきましては建築物と違いまして例えば三年置きに許可が更新されるというようなことになつておりまして、そういう中でも、規制が広がつても十分柔軟に対応できるような制度の仕組みにはなつているわけでございます。

○藤野公孝君　どうもありがとうございます。

広告物がそのデザインを含めてやはり調和する

ような形で、まさしく今局長の方向で進むことを期待しております。

景観緑三法ということござりますので、緑地関係の法律の関係の御質問をちょっとさせていただきます。

都市観光という言葉、もう最近定着してまいりました。都市というものが本当に観光資源としてもあるいは国、今ビジット・ジャパン等やつておりますけれども、日本の魅力の一つとして日本の都市を魅力あるものにするという意味においても、緑をしっかりと守り、あるいはそれを創生していくということは、潤いのあるまちづくり、本当にそこに憩い、もう一回行きたいという印象を与えるという意味では大変大きな効果があるし、住民にとつてももちろん、あるいは勤めている人間

にとつても緑は大事であります。特に今私は、これから日本の都市を、都市再生等いろいろ言われておりますけれども、都市をもう一回魅力のあるものにしていくために緑の持つ力というものは大変大きいと思うんですけれども、石原大臣に、都会派の代表のような大臣に都市と緑につきましての御認識を賜りたいと思います。

○国務大臣(石原伸晃君) ただいま藤野委員がおつしやられたように、魅力のある都市、もうコンクリートだけの都市では魅力はなかなかないんじやないかということは私も御同感でございます。そんな中で、いろいろな多様な手法を組み合わせて緑を守つて育していくことが重要だと思います。

もう既に、一つ二つ例を出させていただきますと、そういうことを行つていただいているところもあります。広島市などで、委員も広島出身でございますし、私も祖母が広島出身でございますので広島の例を取らせていただきますと、緑の基本計画で、太田川という川が流れております。その河川事業、平和大通りですか、あの道路、あと有名な平和記念公園、こういうものの公園事業を連携させて水と緑のネットワークの形成、こういう取組も行われております。

今回のこの法律案の中でも、都市の、広島は大都市でございますが、いろいろなところの都市の緑を守る観点から、先ほど委員は棚田と里山の例を出されましたけれども、こういうまとまつた緑地を守つていくために緑地保全地域制度の創設や、あるいは地方都市なんかでも駅の前の大好きなお屋敷が相続できなくて撤去されるといった話はよくある話でございますが、こういう屋敷林などを地区計画に位置付けられた緑地の保全方策の充実というのもこの法律案の中で措置させていただいたところでございます。

それともう一つ、冒頭申しましたように緑を育てるという観点、こういうものでは、市街地における民有地の緑化を進めるための緑化地域制度の創設、こういったものを拡充あるいは新設するこ

とによりまして、都市と緑の相関関係をより深めて、いつ緑を増やしていくかというような取組をさせていただいているところでございます。

やはり必要なことは、地方公共団体と事業者間の連携はもとより、やはり都市の緑を守り育てるに意義というものを住んでいる方々がしっかりと認識していただく、そういう取組も進めていくこと認識していただく、そういう時代になりつづけるといふような御開陳がございましたが、そ

ういう啓蒙活動も併せて行っていく必要があると認識しているところでございます。

○藤野公孝君 時間の関係がありますので、ちょっと質問を早くいたします。

十六年度の予算ということで、新しい目玉商品の一つの中に、まちづくり交付金もありますが、景観形成事業推進費という、これ二百億円でございましたか、大変びっくりしたとか、すごいと思つたわけです。金額もさることながら、景観形成事業費が推進費ということなんですが、どういう中身を想定して、事業としての中身を想定してこの予算が使えるのかということについていま一つちょっと漠然としておるんですけども、その辺の御説明をお願いします。

○政府参考人(薦田隆成君) お答え申し上げます。

景観形成事業推進費についてのお尋ねでございます。この推進費は、豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、景観形成事業を推進することによりまして良好な景観形成を図るということを目的とする経費であります。また観光立国の推進にも資するものと考えております。本推進費は、年度当初には事業が着手できない事業につきまして、年度途中になりまして事業実施の環境が整えられ、かつた緊急に事業の推進が求められる、そういうといった場合に追加的な財政措置を行ふものといたしまして、おつしやられましたとおり、平成十六年度予算におきまして二百億円が計上されています。

本推進費に係る景観形成事業の対象、大きく二つございます。一つ目は、景観計画に定められた

事業でございます。二つ目は、景観計画区域あるいは屋外広告物条例区域、そういうところにおいて行われます良好な景観形成に係る事業でございます。本推進費の活用によりまして、例えば電線類の地中化であるとか、あるいはシンボルロードの整備というような良好な景観形成に資する事業が年度途中においても積極的に推進されて、事業効果が早期に発現されるということが期待されるものと考えております。

○藤野公孝君 最後の質問になるかと思いますけれども、今もちょっと冒頭に申しましたまちづくり交付金、一つのこれ目玉、国土交通省の目玉予算だと思うのですが、受ける側といいますか、地元から見ますと、いろんな支援も受けつつ景観を良くする、保持し形成していくということを進めると思うんですね。というのは、やはり何かを動かしていくためにお金は必要となるわけで、特に地方公共団体の今の財政事情を考えると、国がそういう使えるものについていろいろ情報も知りたいだろうし、どういう使い方かも知りたいだろうし、できたら併せていろいろ効果を出していきたいと、こう思うわけでございますが。

最後の質問になりますが、この千三百三十億円、まちづくり交付金と、今御説明いただきました、例えば例として出すわけですが、景観形成推進事業費、こういったもののマッチングというか、併せてそういうものをやっていこうと思った場合にそういうことが可能であるか、あるいは、そういうことについてのポイントにつきまして御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(竹岡誠君) それぞれの地域が今まで非常に熱心に取り組んでおられまして、地域の歴史や文化、それから自然環境、様々な固有の資源を活用して、是非お客さんにも来ていただきたいというような観光政策にも力を入れておられるんだと思います。そのため、今、先生がおつしやいましたように、まちづくり交付金、それから従来のいろいろな公共事業、それから町並み景観整備事業とか様々な事業がございまして、それをや

はり地元が主体性を持つて組み合させていくといふことがすごく大事だと思います。特に今度創設をお願いしましたまちづくり交付金というのは、ハードだけではなくてソフトの政策も対象とする、それから官主導だけではなくてNPO等の方々にも大いに活躍していただくというようなこ

とが特徴になっております。

今、十六年度新規事業のいろいろな計画というものが集まつてまいりました。間もなくこのまちづくり交付金の新しい、こういうことに使われるんだという姿が明らかになると思いますが、例えばの例で申し上げますと、江戸時代の歴史ある町並みの復活を目指して、かつての屋号を統一的な情報版で整備するとか、それから町並み整備と併せて歴史的な価値のある既存建造物の改修を行うとか、それからそれぞれの家庭がお庭を開放するオーブンガーデンというようなことを住民主体で推進するためアドバイス等を行なう専門家を派遣する事例とか、いろいろな興味深い事例が集まつておりまして、このまちづくり交付金というのが今後のそれぞれの地域のそれの特色を生かした景観づくりということにも大いにお役に立つのではないかと、このように期待しているわけでござります。

○藤野公孝君 質問を終わりります。

○委員長(奥石東君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、田名部匡省君が委員を辞任され、その補欠として谷博之君が選任されました。

○政府参考人(竹岡誠君) それぞの地域が今まで

おはようございます。民主党・新緑風会の大江康弘でございます。

いよいよ会期末も迫つてまいりまして、今国会、国土交通省からは十八本の法案が出てきたわけであります。その最後の三つの法案ということであります。この後、特定船舶、出てきますけれども、これは議員立法でありまして、いずれにしましても大事な法案が、先週いろいろ国会ありましたけ

ども、ハードだけではなくてソフトの政策も対象とする、それから官主導だけではなくてNPO等の方々にも大いに活躍していただくというようなことをが特徴になっております。

今、十六年度新規事業のいろいろな計画というものが集まつてまいりました。間もなくこのまちづくり交付金の新しい、こういうことに使われるんだという姿が明らかになると思いますが、例えばの例で申し上げますと、江戸時代の歴史ある町並みの復活を目指して、かつての屋号を統一的な情報版で整備するとか、それから町並み整備と併せて歴史的な価値のある既存建造物の改修を行うとか、それからそれぞれの家庭がお庭を開放するオーブンガーデンというようなことを住民主体で推進するためアドバイス等を行なう専門家を派遣する事例とか、いろいろな興味深い事例が集まつておりまして、このまちづくり交付金というのが今後も大いに活躍していただけるものと期待してお

れども、こうして審議ができるようになったといふことを大変喜んでおる一人でございます。

この法案に関しては、先日も本会議場で直接大臣に御質問をさせていただきました。大臣からは本当に懇切丁寧な、打合せどおりの答弁ではありませんで、いい答弁をいただきまして大変感激をしておりますけれども、しかし、若干、時間が限られておりましたので聞けなかつた部分、尋ねられなかつた部分がありますので、今日はそういうことも含めてお聞かせをいただきたいと思います。政府参考人の皆さんには大変御苦労さまでございます。

そこで、ちょっと一点だけ、この法案にはもう全く直接関係ないわけですが、しかし、今のこの時節、もう新聞を見ますと、カラスが鳴かない日があつてもこの名前が出ない日がないといううぐらい、例の三菱ふそうの問題であります。テレビを見ておりますと、大臣が大変厳しい顔で、謝りに来られたこの社長に対して毅然とした態度で意見を言われておるという姿を見て、国土交通省の姿勢としては本当に当然のことだなという、そういう思いもしたわけでありますけれども、しかし、これは司法の場で裁かれるといいますか、三菱 자체がしっかりと罪を償わなければいけない部分もあります。

しかし、さはざ言いましても、国土交通省ある

いは旧運輸省の流れの中で、やはり監督官庁とし

て、こういうことが本当にどろどろどろ後に

なつて出てくるという、今この日本全体が、高

度成長からずつとゆとりの社会を築いてきた。し

かし、どうも今振り返つてみると何か緩みの社会

に入つてゐるんじやないかといふ。もう本当にそ

ういう意味では我々も含めて反省をしなければい

けない。ちょっと我々、今、日本は何なんだと

お互いこの高度成長の流れの中で生きてきた中

で、やはりこの今の緩みたるみつてこれは何な

んだ。それがしかもブランドと、有名ブランド

をずっと築き上げてきた会社が人命まで奪うと

いう、それをずっと隠し通すという、もう本当に

このモラルハザードというのは、武士道精神を

我々が大事にしてきたこの日本の社会の中でも、本

当に根底から何かもう音を立てて崩れていくよ

う非常に私は危機感を持つておる一人であります。

それだけに、もう少しやつぱり行政指導する側としては、私は、しっかりと本当に毅然とした態度でやつてほしいというふうに思うんですけれども、先ほども言いましたように、法律で裁かれるものは法律で裁かれる部分として、果たして今までの指導に対して行政側として落ち度はなかつたのか、あるいは行政の監督の不行き届きがなかつたのか。一生懸命やられたということは認めたといたしましても、やはりこらのことをひとつ振り返つていただいて、ちょっと私、局長から、この間の状況も含めて今までのちょっと流れを御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(峰久幸義君) お答え申し上げます。国土交通省におきましては、五月六日に三菱製大型車のハブのリコールに関する件でござりますが、に対しまして、当時の三菱自動車工業株式会社でございますが、対して虚偽の報告の容疑で告発しました。それと同時に、リコール業務の適正な実施について早急に改善を図つて報告するよう、警告書などによりまして強く指導してきたところでございます。

こういう情勢の中で三菱の社内におきまして、リコールに関して、平成十二年のリコール隠しの事件がありましたけれども、これ以前にまでさかのほつていろいろな精査をしてきているところでございます。

その内容でございますけれども、まず業務運用体制の強化につきまして、具体的には、自動車メーカーから安全上重要な情報につきましては四半期ごとの報告を義務付けまして、そうすることなどで不具合情報収集の充実強化を図つていくことなどと、それから二つ目に、問題があるメーカーには集中的な監査をしていく、そういうふうな監査の強化を図ること、それから重要案件については書類審査だけじゃなくて、現車の確認、試験を実施する等の技術的な検証体制を強化すること、それからリコール改善推進室を設置するなど、国土交通省のリコールの業務体制を強化を図るという、こういうことを内容としております。

また、あわせまして、外部の専門家の方々の御協力も得ながら実証的な検討体制を整える必要があると判断しまして、リコール案件の調査・検証検討会を設けまして、収集された不具合情報を四半期ごとに調査・検証するということ、それからリコール判定委員会ということも設けまして、重要案件についてのリコール判断やリコールの勧告の検討を行ふこととしております。

なお、平成十二年のリコール隠しを踏まえましては、これに限らず、どうかひとつ、今後こういう、かかるようなことが本当にならないような、信頼関係を崩すようなことのないような、やっぱりそういう日ごろからの監査を強めていくということでもありますし、ひとつ局長の方でもしつかりとその指導をしていただきたいということを御要望を申し上げます。局長、もうこれでどうぞお引き取りいただきたいと思います。

そういう中で、まず三菱ふそうのトラックの方でございますけれども、これは五月二十日にリコールの届出を行つていなかつた大型トラックのクラシチハウジングほか三件を急に届出することを公表しました。それと同時に、最近におきまして、その他にもリコールをすべき案件を含む九十件以上の不具合の件について精査しているといふことの報告がございました。また、三菱自工においては、六月二日に過去にリコールの届出を行なっておりました。

そこで、お互いに改修されていた案件が二十六件あると、これまでに改修されていた案件が二十六件あると、これがについて早急にリコールの届出をするべく公表をしました。

今回の問題は、基本的に安全対策を最優先すべき自動車メーカーが、平成十二年に引き続きまして、再度リコールすべき事案を長期間にわたつて放置したという悪質な行為によるものであり、極めて遺憾なことだと思います。

国土交通省においては、今厳しい御指摘もありましたけれども、その時点での制度、体制の中できました限りの対応をしてまいりましたけれども、一連の事案を踏まえまして、大臣の強い御指示によりまして再発防止対策を六月八日に公表して、できるだけ速やかにパブリックコメントの募集を行いまして最終的に取りまとめることとしております。

その内容でございますけれども、まず業務運用

体制の強化につきまして、具体的には、自動車メーカーから安全上重要な情報につきましては四半期ごとの報告を義務付けまして、そうすることなどで不具合情報収集の充実強化を図つていくことなどと、それから二つ目に、問題があるメーカーには集中的な監査をしていく、そういうふうな監査の強化を図ること、それから重要案件については書類審査だけじゃなくて、現車の確認、試験を実施する等の技術的な検証体制を強化すること、それからリコール改善推進室を設置するなど、国土交通省のリコールの業務体制を強化を図るという、こういうことを内容としております。

ついで、ハブの案件については改正前の行為であるためにこれは適用されませんけれども、平成十五年一月から懲役刑の導入、罰金の引上げ、あるいはリコール命令制度の創設等の制度的な改善が行われているところでございます。

国土交通省としましては、これらの再発防止対策を適切に実施しまして、同種事案の再発防止に万全を期したいと思つております。御理解をお願いします。

○大江康弘君 どうも局長ありがとうございました。本当に、お互いがそれぞれ長い年月を掛けて築き上げてきたこの信頼社会というのが、もう本当にこう、たとえそれが行政、あるいはその行政から指導を受ける業界であつても、この長年の信頼関係を崩すということは、これはやつぱりとんでもないことであります。これは当然、三菱自体はこれから先、これだけ日本は民主主義が育つた国ですから、恐らく社会的な制裁というか社会的な罰則といふのは、これはもう当然国民の非難を浴びて、国民のみならずこれはやつぱり世界からも非難を浴びて、それだけの制裁を受けていくとは思つわけですね。

しかし、これに限らず、どうかひとつ、今後こういう、かかるようなことが本当にならないような、信頼関係を崩すようなことのないような、やつぱりそういう日ごろからの監査を強めていくということでもありますし、ひとつ局長の方でもしつかりとその指導をしていただきたいということを御要望を申し上げます。局長、もうこれでどうぞお引き取りいただきたいと思います。

今日は少し緑のことにつきまして先に御質問させていただきたいと思いますが、今日、私も少し気合を入れて自分の景観を少し良くしてきたといふうに思つております。どうかひとつ答弁の方、よろしくお願い申し上げたいと思います。

この法律を見ますと、いわゆるこの都市緑地保全法、いわゆる都市という言葉が付いておるわけあります。先ほど藤野先生の方から石原大臣とのこの都市のやり取りも聞かせていただいて、石原大臣はここから見ますとシティーボーイ、隣の鶴保政務官は私と一緒に田舎ですからカントリーボーイで、しかし鶴保政務官も長く東京におられますがからだんだんシティーボーイに近づいてきて、それでもやっぱり都市の緑と田舎の緑で育つたこの違いというのは、何かこっちからお見受けしていくで分かるわけです。いい悪いは別です。やっぱりそれなりの景観があるわけです。

まずやつぱり、その都市というふうに強くこの

ございまして、自然公園とか森林、国土の七割を占めるような森林のところは対象としていない、人が九割以上住んでいるのが都市計画区域でございまして、そこの都市、特に大都市につきましては、今御指摘のように、急速な都市化という中で緑が失われてきたということで、緑が絶対的に不足している大都市部と、それから比較的緑が保たれている地方部というふうにそれぞれ課題は違うと思います。

例えば、今、大阪に比べると東京の方が緑が多いというような感想を持たれるということでございましたが、幕末に訪れた外国人もやはり、特に山手線の中は武家屋敷、それから今までいうと皇居

大都市部それから地方、それぞれに課題があるということです。今回の法案ではそういう問題にいろいろ対応ができるような多様な手法を用意したということです。

○大江康弘君 ありがとうございます。

旧建設省のときに、平成六年にいわゆる緑の政策大綱というものを提出されておるわけですね。それで、二十一世紀の初頭までに緑のストックをもう三倍にするんだと、こういう基本目標を立てられていろいろな施策もやってこられたという、これ評価をいたします。

とになれば、これは当然差し出すわけでありますけれども、しかし、そこへもつてきて、やっぱり条件、今のこのいろんな税制上あるいは補助制度の中でいろんな問題点というものが出てきてなかなか思うように進んでいかないということが、私は前段階としてやっぱりまずハードルの高い部分であると思うんです。

それで、いろいろこの資料いただいて見せていただきますと、緑地保全のことに関するでは、所得税では譲渡所得で二千万、これが控除になる。それから、都市公園に関しては、これは不動産の取得税あるいは、これはまあ代替不動産の取得価格からの被収用不動産価格の控除ということを明記をされておりますし、譲渡所得、所得税については五千万、控除額についても五千万と、この都市公園の分は非常に控除額がそれなりに大きいわけでありますけれども、市民緑地なんかを見ますと、これは相続税の関係ですが、二割評価減

私はやっぱりこういう部分の見直しというものが求められてくるのではないかというふうに思うんですけれども、今の現状のこの税制あるいは補助制度というもので、果たして、国交省がいわゆる都市ということを例えれば限定をしたときに、田舎もありますけれども、非常に買うという部分に関しては私は都市の方が難しいんではないかということを思いましたときに、果たしてこの制度をこのままの運用でいいのかどうか、私はもう少し見直すべきではないかなと。

これは、国交省独りだけでは決められませんけれども、財務省の問題いろいろありますけれどもここらの点はどうなんでしょうか。ちょっとこれもお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(竹誠君) お答えいたします。

今御指摘ございましたように、都市の緑を確保していくためにはいろいろな手法がござります。一つは、今五千万の控除のお話がございましたが、公園に限らず公共施設、収用対象事業でござ

— 1 —

○政府参考人(竹内誠君) お答えいたします。  
今、都市の緑と地方の緑ということについての御指摘がございました。ここで都市と申しますのは、実は制度的には都市計画区域というところが

はもう緑が一杯のようでございますが、実は地震の危険度という意味では非常に、いつたん火災が起きると大変な被害が起きる、非常にある意味では危険な地域にもなっているところで、都市の中でもそれぞれ状況が違うと思います。そういう意味で、地方都市、確かに周辺が山に囲まれておりますし、緑が豊かなわけでございまが、周辺に緑があるからといって、実は油断しておりますと住む場所はどんどん家が建つていて緑がなくなるというようなこともございまして、やはり周辺の里山の問題、農家の高齢化等を背景として、もう管理も十分いかないと。やはり

いりますので、一律五千万の控除ということで、公共施設の整備がかかるような措置が取られております。また、市民緑地については、これは買うのではなくて、買うのはお金が掛かると、大変だというので、所有者と公共団体が契約を結びまして開放してもらうと。その代わり、その中を市民が使いやすくするためにいろいろな管理のさくでございますとか散策路とか、そういうことは補助制度でやつしていくというようないろいろな手法をやつております。

そういう中で、従来より、公共施設の整備でござりますとか固定資産税、相続税の評価についてもいろいろ、関係当局といろいろ交渉をしてまつて今の状況がございます。例えば、一つ緑地保全地区ということで、これは民有地の緑地について、買わないで現状凍結的に保存していくこというのですが、やはり現状凍結的に使えないとなると、買ってほしいという要望が出てくるのは当然でございます。

そういう意味で、現在、鎌倉、京都、奈良のような歴史的風土特別保存地区も含めて、こういう現状凍結的な緑地というのが約一万三千ヘクタールございますが、そのうち八百六十六ヘクタール、約六・六%を既に買っているということで、それぞれの地主さんの状況等に応じまして、買入れの要望があれば買って、買えば今度は公有地として保全できるというようないろいろな手法がござります。

また、相続税の評価につきましては、今申し上げました緑地保全地区に指定されると、林業を営んでいらっしゃる場合別なんですが、林業を営んでいないということになりますと、相続税算出の際の土地評価は七割減じられるというようなことで、それぞれの土地の状況に応じて税制上の措置もあります。

また、予算的にも、十六年度予算におきまして緑地環境整備総合支援事業と、一つの統合補助金でございますが、これで都市公園を整備する、緑地を保全する様々な手法を組み合わせるようなこ

ともやつておりますし、また今回の法律案改正により創設される地区計画等により保全される緑地についても相続税の適正評価等がなされるよう税務当局と調整を行っております。

御指摘のように、緑を増やしていくためにいろいろな助成措置、更にいろいろ勉強して改善していきたいと考えております。

○大江康弘君 ありがとうございます。

それともう一点、いわゆる、今回、緑化率ですとして千平米といいますから約三百坪というふうに対象とされておられるわけでありますけれども、私、やっぱり千平米というものが、どこからこの一つの基準というものが出てきたのか。まあ、これはいろいろ御検討もされたんでしょうけれども、やっぱり地域によっては五百平米、百坪、百五十坪というようなことも私はやっぱり検討の中に入れられるべきではなかつたのかと、そんなことを思うんですけれども、こちら辺りはどういうふうになつて決まつてきたんですか。

○政府参考人(竹歳誠君) 結論からまづ申し上げますと、この緑化地域の対象、千平米程度と申し上げておりますけれども、これについては原則でございまして、地域の状況に応じて、これは例えば五百平米とか下げられるというように組み立ててまいりたいと思います。

それで、千平米の一つの根拠でございますが、実は、東京都におきまして既に平成十三年度から東京における自然の保護と回復に関する条例といふものを作られて、緑化計画書の届出義務というのがござります。これが千平米でございます。たゞ、国とか公共団体が所有する土地については二百五十平米というようなことで、千平米というのはこれも一つ参考にさしていただいております。この実績も関連して申し上げますと、かなりの効果が上がつております。二百件で約十三ヘクタールがこの緑化の対象になつているということでございます。ただ、これも先ほどの景観問題と一緒にございますが、届出

を行わない者に対する勧告とか、やはり弱い面もあるというので、今回の法律改正でお願いしておりますのは、この緑化地域制度というのを一つの地域、地区として位置付けていただきまして、これは建築確認要件とするというような、きちっと法律体系として確保できるような仕組みにしているところでございます。

○大江康弘君 実は、先般、この景観法が提出されるということで、それぞれ地域で頑張つておられるNGO、NPOの皆さん、そういう、特に生態系を守つておられる皆さんにちょっと話を聞く機会がありまして、確かに町中を整備をしている中で、外来種といつたら、在来種、外来種とありますけれども、確かにばつと見はきれいな、色鮮やかな花を植えておつたりという、そういう本当に一瞬見た目にはきれいだと、こう思うんですけども、何かやつぱり作られたものであるといふ、これは我々もそういう意識を感じます、されども、これがきれいなんですよ。だけれども、やはり今、エコ社会、環境社会と言われておる中で、地域の皆さんにとって大変心配されておるのは、これからいろんな地域の中で緑化保全、緑化を進めていく中で、例えばそこにどういうものを緑として作つていつたらいいのかといった場合に、やはり今申し上げましたように簡単な部分ではそれでは色鮮やかな花をというような、そういう短絡的なことにすぐついてしまうふうにもなつていくわけですけれども。

やはり地域の個性を生かすという、この景観法もそうですが、その地域でずっとやつぱり、案外立たないけれども、それこそ雑草じゃないですが、目立たないけれども一生懸命それなりにその地域で育つてきた、余りこれは評価されていないのですが、例えばやぶだとか、あるいは何というんですか、やぶ、それから何か一杯ため池の周りにあるようなそういう草、そういうものは余り評価をされずに、湿地地帯もそうですね、その周りにあるものが評価をされておらないといふそういうものもあるんですけれども。

やはり私は、今申し上げましたように、やっぱり在来種といふものをどういうふうに生かしていくのか。いわゆる地域固有の緑の緑化を進めていくことに関しても、どうしていくのかというところに關したときに、やっぱり今まで我々がつい見逃してきたこの生態系というものを広く考えた中で、今申し上げましたやぶだとか湿地だとかため池だとかと、こういうことをやつぱり生かしながら、それをどう使っていく、どう利用していくと

いうことも、これはやっぱりいたずらに余り見場が良くないから駄目だみたいなことで変えていくということもこれもどうかなというふうに思うんですけれども、こういう考え方の中で、今申し上げました緑化を進めていくことに関しては、どういうなちょうど御認識を持つておられるのか、聞かせていただきたいと思います。

○政府参考人(竹歳誠君) 今、先生の御指摘になつた点は、実は非常に重要な点でないかなと思いま

るに限らず、今、個性あるまちづくりとか地域の個性とか言われているわけでございますが、実は何が本当に個性的なのかということは、今後それぞれの町において取り組まれるべき非常に重要な問題ではないかと思います。

その点について、黒川温泉というところが非常に観光上も成功しているところでございますが、そこでのリーダーがおつしやつたのは、その地域の個性というのは、いいものだけを集めるんじゃないと、ごつごつした岩とか、その地域の悪いもの、あるいはその点について、黒川温泉となるところが非常に観光上も成功しているところでございますが、そこでのリーダーがおつしやつたのは、その地域の個性というのは、いいものだけを集めるんじゃないと、ごつごつした岩とか、その地域の悪いもの、あるいはその点について、黒川温泉となるんだと。いいものだけを集めることは、それはそれで地域になるんだと。いいものだけを集めて作れば、それはどこにでも同じものができますが、そこではいいかと。地域の個性というのはそういうものだというようなことを実はその黒川温泉のリーダーの方がおつしやつております。

とすることで、今のは、緑に限らず景観一般についてのお話を申し上げたわけですが、緑につきましても、やはりその地域地域の例えは生態系でございますとか地域固有の植生というも

のを大事にしていくことは今後の緑化政策の中でも非常に、緑地政策の中で大事だと思います。

ただ、大都市の都心部でございますとか、それから臨海部の工場跡地のような大規模な再開発地などで今後緑化地域などをやつていこうと。屋上緑化とか壁面緑化とか考えるわけですが、実は、こういう環境は植物にとっては非常に厳しい、日照りがきついとか風の問題とか乾燥とか、植物にとっては非常に厳しい生育環境がございます。したがって、こういう場所で緑化をしていこうといふことになりますと、やはりそこに、そういう環境に強い植物に限られてしまふというようのがございます。いろいろこの緑化の関係でも技術開発が進んでおりまして、こういう厳しい生育環境でも対応できるような植物の活用ということを考えられると思います。

○大江康弘君 ありがとうございます。固有の植生ということにも十分配慮しながら緑地の政策ということを進めてまいりたいと、このよううに考えております。

○大江康弘君 ありがとうございます。「福岡で局長、黒川温泉」つて何具なんですか。(「福岡です」と呼ぶ者あり) 福岡。(「熊本」と呼ぶ者あり) 熊本。(「熊本でしょう、あれ」と呼ぶ者あり) ああ、九州の方。ああ、そうですか、ありがとうございます。藤野局長、ありがとうございます。

次に、景観の方にちょっと入らせていただきたいと思います。

ちょっと景観法、これまでは景観法だけで取りますと、これ百七条あるわけですね。日本の憲法は三百三條、憲法でも三百三條で、これ大事なことは大事なんですけれども、これ百七条という、これをどうやつぱり市町村に知らしめていくのかなとう、こういうことをちょっと、自分なりにこれちょっと感じたわけありますけれども、それはそれとしまして。

この景観法が作られる私は前提になつたのは、昨年の平成十五年七月ですか、国交省が発表した

美しい国づくりの政策大綱ということがあつたと 思います。

そこで、少し引用させていただきますと、これはまあ国土交通省がずっと戦後、戦後は国土交通省でない、いろんなそれぞれの、建設省だとかあるいは運輸省、国土庁だとかいろんなところが日本でのインフラ整備にしっかりと取り組んできてくれたということもあるわけですねけれども、この政策大綱を見ますとどうも自己反省をされておられるような部分もあつて、ちょっと見ますと、「都市には電線がはりめぐらされ、緑が少なく、家々はブロック塀で囲まれ、ビルの高さは不適宜であり、看板、標識が雰囲気と立ち並び、美しさとはほど遠い風景となつていて。四季折々に美しい変化を見せる我が国の自然に較べて、都市や田園、海岸における人工景観は著しく見劣りがする。」と

いふ、ここで非常に自己反省というか厳しいやつばり見方をされておられるという、これは非常にスタートラインとしては僕は大事だと思うんですけど、これにせよ、今御指摘のとおり、やはり地域の政策ということを進めてまいりたいと、このよううに考えております。

○大江康弘君 ありがとうございます。「福岡で局長、黒川温泉」つて何具なんですか。(「福岡です」と呼ぶ者あり) 福岡。(「熊本」と呼ぶ者あり) 熊本。(「熊本でしょう、あれ」と呼ぶ者あり) ああ、九州の方。ああ、そうですか、ありがとうございます。藤野局長、ありがとうございます。

次に、景観の方にちょっと入らせていただきたいと思います。

ちょっと景観法、これまでは景観法だけで取りますと、これ百七条あるわけですね。日本の憲法は三百三條、憲法でも三百三條で、これ大事なことは大事なんですけれども、これ百七条という、これをどうやつぱり市町村に知らしめていくのかなとう、こういうことをちょっと感じたわけありますけれども、それはそれとしまして。

この景観法が作られる私は前提になつたのは、昨年の平成十五年七月ですか、国交省が発表した

いろいろな潤いのあるまちづくりであるとか地域づくり、大臣の懇談会なども作つていろいろ勉強をしてまいりました。

ただ、公共事業においていろいろな工夫をするとか様々な努力をしてまいつたわけでございますが、なかなか、今回御提案させていただいている

ような景観法案、百七条のような基本理念から具体的な施策まで盛り込んだ政策に踏み切るまでにはならなかつたわけでございます。

我々の反省としては、どこの国でも、イタリアでもイギリスでも経済が成長するときには町が汚いと、公害も多いとなるんですけれども、やはりその成長の果実を自分たちの環境やまちづくりに生かしていくということをそれぞれの国がやってきた、これを我々もやらなくてはいけないと考えたわけです。

特に我々のこの気持ちを大いに高めてくれたのが、例えば、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、幕末に日本を訪れた外国人の方、例えば初代の英國の駐日総領事オールコックは、「大君の都」という本の中で江戸のことをヨーロッパにはこれに匹敵するほどの美しさを誇り得る首都はないと書いておりますし、またスコットランドの旅行家イザベラ・バードは、北日本を旅行して、米沢平野を見ながら、これはエデンの園だ、東洋の桃源郷だと称賛したというような書物がたくさん残っているわけでございまして、我々も是非このようない評価をまたかち得たい、百年掛けて失つたこういう景観でございますが、また百年掛けてでもこれを取り戻したいと、そういう強い気持ちで今回の景観緑三法というものに取り組んでいるということござります。

○大江康弘君 ありがとうございます。分かりました。

そこで、都市の景観についてちょっと質問させました、本会議場で。しかし、現場でいわゆる事務的なものを積み重ねてこられた中で、やつぱりここまで来た経過、経緯というのは私はちょっとと聞いておきたいというふうに思いますので、そこのところをちょっと、今日までに至った経過をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○政府参考人(竹嶽誠君) 御指摘のとおり、この美しい国づくり政策大綱は昨年七月に公表されたわけでございますが、実は行政の内部では、日本は、高度成長期が済んだ一九七〇年代後半から、金法案でマクロ経済スライドという言葉が大変時

の言葉になりましたけれども、小泉総理は余りうまく答えられなかつた部分もあつたようではありますけれども、やっぱりこの数字というのは、非常にそういう意味では、年金のこれから先々の負担だ給付だということに関しての非常に大切な数字の一つであつたと思います、あつたというより

もうあります。

それだけに、この今日出ておりました出生率一・二九というのも、これ、わずか少し前までは、これもう一・三二というふうに、間違いないという形で言つていたんですね。それがもう何か月かたないうちに一・二九という、こういう数字になつておるというになりますと、二〇〇六年、七年辺りからもう人口がどんどん減少ししていくというようなそういう結果が出ておつて、つい昨年も二〇〇三年問題、こんなビルをどんどん造つていつて、これ空き室をどうするんだというこの問題もありました。

それから二〇一〇年問題、いわゆるこれから塊の世代と言われた皆さん、六百万人、七百万人あるいは八百万人いると言われるこういう皆さんがもう退職をされて、恐らく都市に集中しておつたそういう皆さんがこれから老後を、田舎へ行かれるのかどうか分かりませんけれども、そういう都会に住み続けるということは私はやつぱりないというふうに思うんです。

ですから、こういう政府から出されるこの数字がどんどんどんどん変わつていく、しかも上方修正ではなくて何か下方修正みたいな形で変わつていくということになりますと、果たして、私が本会議場でも申し上げましたように、確かに土地だとかお金だとか人だとかという、こういうものの流動化というものはこの都市再生の中ではそれなりの一定の効果があつたと、いうふうに思うんです。

個々それぞれ建物を見れば、私はまだ六本木ヒルズというところ行つたことありませんが、遠くから眺めていますと、まあそれ 자체はきれいだなというふうに近代的な建物として評価をするんで

すけれども、果たして、こういう空き地があればもうどんどんどんどんその容積を広げて、緩和をしていつてもうどんどんどんどん大きければいいという、こうすることをいつまで続けていくのかという。

私は、やっぱり災害に強い都市づくりというのは大事だと思います。ですから、密集地帯をどうしていく、あるいは古い建物をどうしていくといふことは、これはまあ当然、都市再生のでき上がった法案の中をしっかりと活用して直していくのかぬというふうには思うんですけども、しかし、いつまでこんな天井知らずのように、もうどんどんどんどん高いビル、あるいは空き地があればどんどんどんどんビルが建っていく。

私は、やっぱりこういう都市の景観を考えたときに、こういう一つの出生率の数字の低下というものを見せていただいたときに、やはり一度、この都市、まちづくり、いわゆる景観を一番の主題に置いた中で考えなければいけないじやないか。オープンスペースをどうしていくという問題もあります。

こういうことを、いわゆる人口減少社会を迎えていく中で果たしてこれからどんなふうに考えておられるのか、少し、私が申し上げたことに関して、それも含めてちょっとお考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

○政府参考人(竹誠君) 今御指摘のように、人口の動向というのが都市に対する意味では一番大きなインパクトを与える、それも明確なインパクトを与える要因ではないかと思います。

先ほど幕末の話をいたしましたが、幕末三千万であった人口が百年後には九千三百万になり、更にそれからわずか三十年ぐらいで一億二千万になつたと。三十年で三千万人と申しますと、カナダ一国分の人口でございます。これが一挙に増え、それも都市に集中したというわけですから、都市の環境が悪くなる、また住宅が小さいというのもある意味では必然ではなかつたかと思いま

す。そういう中で、この大きな人口の動きというのが今御指摘のように入り減少局面に入る、また、急激な人口減少というのはまた社会全体に大きな影響を与えていくわけでございますが、都市の環境という意味では、今まで人口がどんどん増えてきたのが環境を悪化させてきたわけですから、減るという意味では、ある意味では大きなチャンスではないかと考えております。

ただ、今御指摘のようには、空いているところはどんどんまたビルで埋まっていくと。実は、そういうことが起きているのは東京中心でございまして、必ずしも、ほかのところでは空いたところが空いたままになっていると。これはまた別の意味で景観を害しているといふことはございますが、いずれにしろ、そういう人口の大きな変化の中で生まれる土地利用の変化、これを都市の環境にどうつなげていくか、都市の環境改善にどうつなげます。

そういう意味で、例えば遊休地という意味では、産業構造がどんどん大きく変わる中で、臨海部の工場跡地が大阪でも東京でも空いてくる、それをどう活用していくかというのが大きな課題です。ですから、例えばこの工場跡地につきましては借地方式でできないだらうかと。企業にとってみれば、売つてしまふとすべての選択肢がなくなる、しかしながら、今は何に使つていいか分らない、より長期的な観点で最適な活用を考える、その間は公園で大いに活用してもらおうと。本当に必要だということになれば、またお金を、予算を確保して公園にしていけばいいというようなこともあります。

このような形で、この人口変動、そういう中で、動く土地利用、その中で緑とオープンスペースをどう活用していくかと。そういう意味で、今回、借地方式でございますとか立体公園とか様々な、緑とオープンスペースを確保する政策をこの景観三法ということで提案させていただいております。

○大江康弘君 やはり物事を進めていくには、長期的にどうかという、これはやっぱり私は全体として大事だと思います。しかし、やはりこういう数字の現状に対しても認識をどうとらえて変えいくかという、やっぱりこちらの一つの柔軟性というのも必要かと思いますので、ひとつそういう推移をしっかりと私はやっぱり見守つていたら、柔軟な対応ができるような形にもひとつしていただきたいなど、これは要望しておきます。

そこで、先ほど藤野先生からも、御指摘になりました例の二百億円。これは、二百億円、一言で言いますけれども、巨大な市場ができ上がってくわけありますけれども、もう一つ、これが景観形成を進めていく上でどういう形になつていくのかというのが少しちょとイメージとしては分からぬ部分がありますので、ちょっと教えていただきたいと思います。

○政府参考人(薦田隆成君) お答え申し上げます。景観形成事業推進費でございます。具体的なイメージということをございます。

例えば、電線類の地中化でありますとか、あるいはシンボルロードの整備というような良好な景観形成に資する事業につきまして、例えば年度当初では地域のコンセンサスが得られないなかつたり、あるいは埋蔵文化財の調査とというのが完了していなかつたりしたために、緊急性があるんだけれども事業着手ができないというような場合がございます。このような事業につきまして、年度途中になりますしてその地域の努力によって地元の調整ができたとか、あるいは調査が完了したと、そういうことで事業実施の環境が整つたというような場合に、追加的な財政措置を行えるよう本推進費を措置しているところでございます。

今申し上げましたように、地元の取組を非常に重視しております、本推進費の配分に当たりましては、各地域における景観形成のための主体的な費用を措置しているところでございます。

○大江康弘君 ありがとうございます。

私は、非常に懸念をするのは、やっぱり今のデフレ時代の中で、国交省は単に公共事業というものを増やしただけじゃなかったのかとか、やはりそ

ういう公共事業というものをこういう大義名分を付けて造つて、いくためにこういうことをしたので

はないかという、これは僕はやっぱり絶対言われないようにしてほしい。それだけに、しっかりと目的意識、これはやっぱりこれからこの予算を使つていく自治体もそうでありますけれども、戦後流れを見ますと、余り國が関与してこなかつたと、先ほど言いましたように自由な国家ですから法律がそれを認めておる。ですから、建築基準法とか都市計画法とか、こういうことを守つておれば、事業者の方が今日まで保護をされてきたと。だから、町並みというものが、例えばフランス行つたときに、あのマクドナルドの看板が全部白なんですね。僕はあれにはもう本当に単純なことですけれども、感激したんです。

ですから、私は、この二百億円を使いたい、これを使って自分のところの町を良くしていきたいという、やっぱりこういう意気込みのある自治体は、逆に厳格なルールをまず自らが持つべきだと。

隣の町よりもあるいは隣の村よりも、うちのところは看板を規制しているんだ。うちのところは、例えば千代田区じゃないですけれども、たばこ一

つにしても、そういうものを規制をしているんだ

と。

まず僕は前提として、この特別の二百億円といふものを使うという町村は、やっぱり前提出が、自らが厳格な、自分の町はこれだけよそに比べて景

観に配慮しているんだよというものがまず第一前提になければ、私はむしろこの予算は使わざない

というくらいのことでなければ、それじゃ、自分がこの町が少しばかり建物の高さがそろつた

り、少しばかり緑が増えたり、そのためにはそれぞれの地元の首長も、地元の選挙対策にちょっと花壇を植えてやれよという、こんなことで僕は使わ

れるようであるんだつたら、本当に何のための法

案の裏付けの予算なのかということに僕はなると

思うんですけれども、やっぱりそこ辺りは僕は

市町村、自治体に厳格なルールを求めるべきだと

思うんですけれども、それはもう確かに条例を

作っているところもありますけれども、そうでは

なくて、もっと一步踏み込んだことが必要だと思います

うんですけれども、そういうことはどう思いますか。

○政府参考人(薦田隆成君) 正にこの景観形成事

業推進費といいますのは、景観法の立法趣旨を踏

まえまして、その立ち上がり支援ということで、

景観法案の法の整備に併せて創設されたものでござります。したがって、当然立法趣旨を踏まえて、

地域のニーズ、実情に配慮というのは当然のこと

でございます。

今、先生、その良好な景観の形成について地元

のeruleというようなお話をございました。本推

進費、先ほどもちょっと申し上げましたが、二つ、

大きく分けて二つというふうに申し上げました。

一つは、景観計画に定められた事業という範疇。

それから第二の範疇として、例えば景観計画区域

あるいは屋外広告物条例区域、そういうところで

行われている良好な景観形成に係る事業ということ

とを申し上げました。

今申し上げましたとおり、正にそういうルール

を決め、規制を適用している区域ということを

第二の範疇では挙げさせていたいたわけでござ

ります。したがいまして、この創設の趣旨に合つた執行に努めてまいりたいと思つております。

そういう厳格な審査というものは、予算の段階

において当然厳格な審査を経て予算措置をされた

事業、それを対象に、先ほど申し上げましたよ

うな追加的な事情に機動的に対応するということで

もって実を上げてまいりたいというふうに考えて

おります。

○大江康弘君 ありがとうございます。

そこで、私、一つだけ御提案申し上げたいのは、

私も地元で、鶴保政務官もイメージしていただけ

ると思うんですけれども、自然公園法の中に、すつ

と造られたお店とかそういう建物がもう廃屋と

なつてそのまま雨ざらしで本当に汚い、たつた少

しだけの建物なのに朽ちたものがもう周りを全部

壊しておると。それから、和歌浦という和歌山市

のところに温泉街、旅館街ですね、あつたんです

けれども、ほとんどがもう今つぶれて、今はもう

夏になれば暴走族だ、やれ若い子供たちの犯罪の

場所になつておるという、むしろそれがあること

によつて非常にマイナスのものを生んでおるとい

う。

私は、かつて私も県議会当時提案したことある

んですけども、やっぱりそういう自然公園法だ

とかそういう定められたところに建物が建つとき

には、例えばつぶれたことを想定をして供託金を

取つておけと、建設費の一割ぐらい供託金を預

かつておいて、それで後でそのお金で、自分のと

ころがきちんと整備できなかつたら、やっぱり建

て駄目だつたら更地にするところまで責任を持

たすという、やっぱりこういうことが僕は必要で

はないかとずっと思つてきた一人なんですけれど

も。

やっぱり景観形成のこのお金というのは、例え

ば市町村で、これは個人の持ち物もありますけれ

ども、しかし著しく公の部分でそんなものがある

ことによつて全体が困る、全体が迷惑するという

ことであるんだつたら、私はやっぱり法律でこう

いうものを撤去さず。撤去させるには、やっぱり

それでは、お待たせしました。佐藤局長、ちょっと

とひとつ無電柱化のことで、もう高速公路で今まで頭一杯だったと思うのですが、ひとつそれはもうすかつと忘れていただいて。

私は、大臣があるところで、あるところでとい

うのは、ちょっと文章を見まして、一九九九年とい

いきますからもう五年以上前ですが、文芸春秋の一

月号でこんなに言われておるを見まして大変

感激をしたわけですから、いわゆる日本のお

金がどんどんアメリカの国債を買うのに

流れつてはいる、そういうことを非常に懸念

をされて、この十年間の間に、今ならまだ余力があ

るんだから、金を外國に持つていくのではなく、

日本にとって本当に必要なものを作つておかねば

ならない。例えば東京の電柱の地中化率はわずか

三%。一番進んでいる千代田区でも三四%しかな

い。片やロンドンやパリに行けば電柱なんて一本

もない。もう本当に私は、大臣の、五年前に既

にこういう感覚を持たれておるということに非常に

尊敬をいたしたわけではありませんけれども、そこ

で、局長、一点だけ。

私は本会議でも指摘をしましたけれども、やつ

ぱり今までずっと幹線道路沿いしかやつてこな

かったわけですね。しかも、それもまだ、一生懸

命やつてくれてもまだまだ残りがあるけれども、

やはり本当にその地域で生活をする人たちにとれ

ば、幹線道路以外に非幹線道路をやっぱりどうし

ていくかということも、これはもうそろそろ私は

考えてやつてもらなければいけないのではないか

かと。観光地だとそういう限定されたところは

確かにやつてこられたわけですから、それほど、こうい

うこの一つの大臣の博識を受けて、やっぱりそぞ

らのことを今後どうしていくのか、ちょっと局

長、聞かせていただきたいと思います。

○政府参考人(佐藤信秋君) 二点申し上げたいと

思います。

日本の場合、無電柱化を進め始めましたが、

計画的に進め始め始めたのが昭和六十一年からと

いうことで大変歴史が浅い、したがいまして、幹

線道路中心にという形でやつてこさせていただ

た。二点目に、先生御指摘の、やっぱり今回、景

観上必要があればと、こういうことがありますが、

無電柱化の場合、防災上という面も大変問題がございまして、この前の神戸の大震災では電柱がほとんど倒れて救急活動に物すごく支障を生じた。こういう点もございまので、例えば景観上

い。片やロンドンやパリに行けば電柱なんて一本

もない。もう本当に私は、大臣の、五年前に既

にこういう感覚を持たれておるということに非常に

尊敬をいたしたわけではありませんけれども、そこ

で、局長、一点だけ。

私は本会議でも指摘をしましたけれども、やつ

ぱり今までずっと幹線道路沿いしかやつてこな

かったわけですね。しかも、それもまだ、一生懸

命やつてくれてもまだまだ残りがあるけれども、

やはり本当にその地域で生活をする人たちにとれ

ば、幹線道路以外に非幹線道路をやっぱりどうし

ていくかということも、これはもうそろそろ私は

考えてやつてもらなければいけないのではないか

かと。観光地だとそういう限定されたところは

確かにやつてこられたわけですから、それほど、こうい

うこの一つの大臣の博識を受けて、やっぱりそぞ

らのことを今後どうしていくのか、ちょっと局

長、聞かせていただきたいと思います。

○政府参考人(佐藤信秋君) 二点申し上げたいと

思います。

日本の場合、無電柱化を進め始めましたが、

計画的に進め始め始めたのが昭和六十一年からと

いうことで大変歴史が浅い、したがいまして、幹

線道路中心にという形でやつてこさせていただ

た。二点目に、先生御指摘の、やっぱり今回、景

観上必要があればと、こういうことがありますが、

無電柱化の場合、防災上という面も大変問題がございまして、この前の神戸の大震災では電柱がほとんどの倒れて救急活動に物すごく支障を生じた。こういう点もございまので、例えば景観上

い。片やロンドンやパリに行けば電柱なんて一本

もない。もう本当に私は、大臣の、五年前に既

にこういう感覚を持たれておるということに非常に

尊敬をいたしたわけではありませんけれども、そこ

で、局長、一点だけ。

私は本会議でも指摘をしましたけれども、やつ

ぱり今までずっと幹線道路沿いしかやつてこな

かったわけですね。しかも、それもまだ、一生懸

命やつてくれてもまだまだ残りがあるけれども、

やはり本当にその地域で生活をする人たちにとれ

ば、幹線道路以外に非幹線道路をやっぱりどうし

ていくかということも、これはもうそろそろ私は

考えてやつてもらなければいけないのではないか

かと。観光地だとそういう限定されたところは

確かにやつてこられたわけですから、それほど、こうい

うこの一つの大臣の博識を受けて、やっぱりそぞ

らのことを今後どうしていくのか、ちょっと局

長、聞かせていただきたいと思います。

○政府参考人(佐藤信秋君) 二点申し上げたいと

思います。

日本の場合、無電柱化を進め始めましたが、

計画的に進め始め始めたのが昭和六十一年からと

いうことで大変歴史が浅い、したがいまして、幹

線道路中心にという形でやつてこさせていただ

た。二点目に、先生御指摘の、やっぱり今回、景

観上必要があればと、こういうことがありますが、

無電柱化の場合、防災上という面も大変問題がございまして、この前の神戸の大震災では電柱がほとんどの倒れて救急活動に物すごく支障を生じた。こういう点もございまので、例えば景観上

い。片やロンドンやパリに行けば電柱なんて一本

もない。もう本当に私は、大臣の、五年前に既

にこういう感覚を持たれておるということに非常に

尊敬をいたしたわけではありませんけれども、そこ

で、局長、一点だけ。

私は本会議でも指摘をしましたけれども、やつ

ぱり今までずっと幹線道路沿いしかやつてこな

かったわけですね。しかも、それもまだ、一生懸

命やつてくれてもまだまだ残りがあるけれども、

やはり本当にその地域で生活をする人たちにとれ

ば、幹線道路以外に非幹線道路をやっぱりどうし

ていくかということも、これはもうそろそろ私は

考えてやつてもらなければいけないのではないか

かと。観光地だとそういう限定されたところは

確かにやつてこられたわけですから、それほど、こうい

うこの一つの大臣の博識を受けて、やっぱりそぞ

らのことを今後どうしていくのか、ちょっと局

長、聞かせていただきたいと思います。

○政府参考人(佐藤信秋君) 二点申し上げたいと

思います。

日本の場合、無電柱化を進め始めましたが、

計画的に進め始め始めたのが昭和六十一年からと

いうことで大変歴史が浅い、したがいまして、幹

線道路中心にという形でやつてこさせていただ

た。二点目に、先生御指摘の、やっぱり今回、景

観上必要があればと、こういうことがありますが、

無電柱化の場合、防災上という面も大変問題がございまして、この前の神戸の大震災では電柱がほとんどの倒れて救急活動に物すごく支障を生じた。こういう点もございまので、例えば景観上

い。片やロンドンやパリに行けば電柱なんて一本

もない。もう本当に私は、大臣の、五年前に既

にこういう感覚を持たれておるということに非常に

尊敬をいたしたわけではありませんけれども、そこ

で、局長、一点だけ。

私は本会議でも指摘をしましたけれども、やつ

ぱり今までずっと幹線道路沿いしかやつてこな

かったわけですね。しかも、それもまだ、一生懸

命やつてくれてもまだまだ残りがあるけれども、

やはり本当にその地域で生活をする人たちにとれ

ば、幹線道路以外に非幹線道路をやっぱりどうし

ていくかということも、これはもうそろそろ私は

考えてやつてもらなければいけないのではないか

かと。観光地だとそういう限定されたところは

確かにやつてこられたわけですから、それほど、こうい

うこの一つの大臣の博識を受けて、やっぱりそぞ

らのことを今後どうしていくのか、ちょっと局

長、聞かせていただきたいと思います。

○政府参考人(佐藤信秋君) 二点申し上げたいと

思います。

日本の場合、無電柱化を進め始めましたが、

計画的に進め始め始めたのが昭和六十一年からと

いうことで大変歴史が浅い、したがいまして、幹

線道路中心にという形でやつてこさせていただ

た。二点目に、先生御指摘の、やっぱり今回、景

観上必要があればと、こういうことがありますが、

無電柱化の場合、防災上という面も大変問題がございまして、この前の神戸の大震災では電柱がほとんどの倒れて救急活動に物すごく支障を生じた。こういう点もございまので、例えば景観上

い。片やロンドンやパリに行けば電柱なんて一本

もない。もう本当に私は、大臣の、五年前に既

にこういう感覚を持たれておるということに非常に

尊敬をいたしたわけではありませんけれども、そこ

で、局長、一点だけ。

私は本会議でも指摘をしましたけれども、やつ

ぱり今までずっと幹線道路沿いしかやつてこな

かったわけですね。しかも、それもまだ、一生懸

命やつてくれてもまだまだ残りがあるけれども、

やはり本当にその地域で生活をする人たちにとれ

ば、幹線道路以外に非幹線道路をやっぱりどうし

ていくかということも、これはもうそろそろ私は

考えてやつてもらなければいけないのではないか

かと。観光地だとそういう限定されたところは

確かにやつてこられたわけですから、それほど、こうい

うこの一つの大臣の博識を受けて、やっぱりそぞ

らのことを今後どうしていくのか、ちょっと局

長、聞かせていただきたいと思います。

○政府参考人(佐藤信秋君) 二点申し上げたいと

思います。

日本の場合、無電柱化を進め始めましたが、

計画的に進め始め始めたのが昭和六十一年からと

いうことで大変歴史が浅い、したがいまして、幹

線道路中心にという形でやつてこさせていただ

た。二点目に、先生御指摘の、やっぱり今回、景

観上必要があればと、こういうことがありますが、

無電柱化の場合、防災上という面も大変問題がございまして、この前の神戸の大震災では電柱がほとんどの倒れて救急活動に物すごく支障を生じた。こういう点もございまので、例えば景観上

うしても必要になつてくるであろうという部分をあらかじめみんなで約束し合つて実行することにしております。

○大江康弘君 ありがとうございます。

松野局長、済みません。せつから来ていただいたのに、松野局長に質問する機会がありませんでした。済みませんでした。

最後に大臣、やはりこの景観を直していくといふことは、どの大事なこともそうですけれども、やつぱり各省庁にまたがつて、それそれはそれやつて、それらの法なんですが、けれども、国交省としてはやつぱりこれだけの大きな法案を出された中で、これから各省庁にまたがつていく中で、どういうふうにその省庁間をまとめるながらこの法案を生かしていくのかという、目的に達成していくのかというやつぱりこの大事な部分、最後に大臣としてのちよと御意見、お気持を聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(石原伸晃君) これまで都市の景観ばかりちょっと話してきたので、他省庁との連携と、農山村地域の景観ということが非常に大きいウエートとしてあると思います。例えば農林水産省、先ほども次長から答弁されていましたけれども、連携して、農業との農業自体と景観との調和を図る景観農業振興計画の策定、農地所有者以外の者でも計画に沿った農地利用できること等々をさせていただいております。

先ほど政府参考人の局長の方からお話をあつた米沢平野でございますが、あの近くでは、これはお話を既にしたかと思ひますけれども、ちょうど田植の時期は、もう一面が山から見るともうすべて海の中に沈んでいます。そういうすばらしい景観というものも残つておりますし、同僚の藤野委員が棚田の話をされましたけれども、そういうものもしっかりと守つて、さらに、もう一つ大きな連携先としてはやはり環境省というものもあると思いますし、歴史的な建造物を守つていくことでは、これまでと

同じように文化庁との連携、こういうものも図らせていただきたいと、こんなふうに考えておりまます。

○大江康弘君 ありがとうございます。

午前十一時五十五分休憩

午後一時開会

○委員長(奥石東君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○谷博之君 私は、民主党・新緑風会の谷博之でございます。質問の機会をいただきまして感謝申しあげますとともに、景観三法、午前中もいろいろ質疑がありましたが、ふさわしくないよ

うな感じのする、そういうふうな景観の持ち主で、ございますけれども、あえていろんな角度から、若干重複する部分もあるかと思ひますが、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、この景観法が今国会で提出をされたわけでありますけれども、その時期の問題、タイミングの問題、これをちょっとお伺いしたいと思いま

すが、先ほどの午前中の藤野委員の答弁にもありましたように、現在、全国の地方自治体、都道府県では、四十七都道府県のうち二十七の都道府県で三十の条例ができている、景観条例ですね、それから四百五十の市町村で四百九十四の条例が

できていると、こういうふうな御答弁ございました。

実は、私どもの県にも二つの条例がございます。どちらかあると街道景観条例、これは平成元年にできている条例ですが、それから最近、平成十五年に年木県景観条例という、これが平成十五年に

できているわけですが、そういういろんな条例を私も作る段階からいろいろ県会議員としてかかわつてまいりました。そういう条例を作るたびに、私は、午前中も出ておりましたけれども、いわゆる罰則の問題がネットになってなかなか景観条例の趣旨というものが十分生かされないというふうな、こういうふうなことを具体的にも経験をしてまいりました。

したがって、今後は条例に罰則を明記することができるようになったわけですから、前進ということでありますけれども、しかしそれにしても今回の、この言うならば景観に関する基本法の制定はやや遅きに失したんではないかなというふうな気がもいたしておりますが、まず大臣の率直なお考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(石原伸晃君) ただいま谷委員がおっしゃられましたように、地方自治体においての取組というものが昭和六十年代から先行して行われてまいりまして、委員お地元の栃木県でも二つの条例があるということは認識をさせていただいているところでございます。

そんな中で、やはり我が国、これまで経済発展、経済効率性の方に多くの方々の関心の重点と

ものがあつて、とかこの景観の部分については、全国民共有して、あるいは全自治体共有して、先ほど同僚の委員の方の御発言の中に景観原理主義ですか、そういうことを言うわけではないけれども、やはりそういうものの大切さを広く知らしめていくことが重要であるというお話をございました。そういう御意見が国会でも御議論されるよう、今、正に全国民、地方公共団体も含めて大きな転換点に来ている、こんな認識もお示しさせていただいたわけでございます。

そんな一方で、委員が御指摘されましたように、これまでの地方自治体の取組の条例というものが建築物の新築等の届出と勧告という仕組みにとどまつたり、そういうことによって、その周辺の町並みと不釣合いなものがあつたとしても強制力を持つて規制できないという限界もあつたこと

も事実だと思います。また、条例では建築基準法など法律の規制緩和や国税であるところの相続税の軽減が認められないということで、使い勝手が悪い、そういう御批判もあった、限界もあつたと存する次第でございます。

このため、今回の景観法では、この価値観の大軸足をしっかりとした良好な景観というものに置いて、条例による取組の限界が明らかになつたことを更に踏まえまして、基本理念というものを明確化させていただきますとともに、建築物のデザイン等への変更命令など強制力をを持つ措置を盛り込ませていただいたと。そんな中で、なお一層地方公共団体の取組が強化されるよう、国の行政としてもこれからも協力して支援していくかなければならぬ、こんなことを今日午前中の審議で強く感じたところでございます。

○谷博之君 この地方でもそうだと思いますけれども、どうしてもその地域の景観を守りたいと思うような場所がたくさんあると思うんですが、我々の地元の話を出して恐縮ですが、栃木県も日々光街道とかあるいは那須街道とか、そういう非常に恵まれた自然の中で、そういうところに街道が、昔からの街道が通つていて、その少なくとも両側五百メートルぐらいは建築物の規制をしようではないかと、こういうようなことでいわゆる条例のそもそものスタートがあつたわけですね。

そういうことから発展して、例えばちぎふるさと街道景観条例の場合は、そこに条例に基づく里親制度というのを作りまして、そして植樹、木を植えたりあるいはその周辺の清掃をするとか、こういうふうな活動まで今現在やつてあるということなんです。

そういうことを踏まえながらちょっと具体的にお伺いしたいわけありますが、今の大臣の御答弁を受けて、今度の法律によつて、今も申し上げたような具体的な、我々の県でいえば二つの条例、これに法的な裏付けが与えられることになつたということでありますけれども、具体的な、例えば

罰則などについてどのようにこうした条例に規制を盛り込むことができるようになるのか、その点を御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(竹歳誠君) お答えいたします。

今、先生が御地元の栃木県で二つの条例に関与され、その中で罰則のような問題についてなかなか難しい面があつたというお話をございました。地方自治法上はもちろん条例で罰則も盛り込めるわけでございますが、多分、景観の問題でそこまでできるのかというような御議論があつたんじやないかと考るわけです。

今回の景観法、基本法としての景観法とともに、具体的な手法を盛り込んだ法律となつてゐるわけでございまして、従来、景観でそこまでやるのかどうかという点について、基本法をきちっと国会で定めていただくということで、罰則まで含めたいいろいろな対応ができるということになると思います。

一つの形として申し上げますと、例えば景観法に基づきまして景観計画区域というものが定められて、そこで建築物の建築が行われる場合を考えみたいと思います。

その場合に、建築物の建築については届出の対象となる法律上なるわけでございますが、もし届出を行わないで建築をしたというような場合には三十万円以下の罰金ということが法律上明記されております。また、この建築物について、色彩やデザインについて条例で定めて変更命令が可能になるわけでござりますけれども、その命令に違反する、命令に従わないということになると五十万円以下の罰金。さらに、この変更命令違反に対する原状回復命令ということ、更に命令違反を繰り返すわけですねけれども、その場合には一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処されるということで、届出の段階、それから変更命令の段階、さらにその変更命令違反に対する原状回復命令と、段階に分けて、だんだんと罰則も重くなるということになつております。この法律的な背景を踏まえて、条例によつて一連のことについて、従来難しかつたとおっしゃつた問題がクリ

アできるということになるということでございまして、今後、条例の中にそういうものが生かされてくることだと思います。

○谷博之君 今具体的にそういう御説明いただい

ざるにこの景観法の条文の中身について幾つかお伺いしたいと思いますが、まず第七条の景観行政団体のことについてお伺いしたいと思うんですが、この第七条の定義を見ておりますと、この景観行政団体の定義は、指定都市、中核市、いろいろあります。が、一定の条件といいますか、そういうものをクリアした市町村、これらの区域以外にあつては都道府県をいうと、こういうふうに規定しておりますけれども、全体の市町村を含んでいるわけではないわけですから、そういう意味でもこういう限定をした理由というのは一体どういうところにあるんでしょうか。

○政府参考人(竹歳誠君) まず、基本的な考え方でございますが、良好な景観の形成を行う景観行政

とは、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が行つていくことが望ましいと、このように考えます。

ただ、先ほど先生も具体的な数字を挙げて御指摘になられましたでござれども、現在、市町村の中で景観条例を定めているのは四百五十ということで、これは年々増えてきているわけでございま

すが、そう申しましても全国の市町村の一四%にすぎないと、これが実態でございます。一方、都道府県は半数以上の二十七の都道府県で自主条例が定められているということでござります。

このような考え方については技術的助言というような形で明らかにしていきたいと、このように考えております。

○谷博之君 ジヤ、こういうケースの場合はどうしたがいまして、NPOの方々、この方々は、一定の所有者の同意というのがありますけれども、都道府県である景観行政団体に対し、この棚田を景観計画の中で保存しましようというような提案もできるということになります。都道府県である村については都道府県が景観計画の策定などを通じて保全を図るということが可能になります。したがいまして、NPOの方々、この方々は、一定の所有者の同意というのがありますけれども、都道府県である景観行政団体に対し、この棚田を景観計画の中で保存しましようというような提案もできるということになります。都道府県であるNPOの市民団体などがそういうことをやることで、景観規制を行う体制が不十分であるとか、よほどのことがない限りは手を挙げた市町村に対し手を挙げていくべきであると考えますので、よほどのことがない限りといふことで、知事は同意をすると、このように考えておりま

す。

○谷博之君 したがいまして、このような実態を踏まえまして、法律の制度としては、市町村のうち都道府県とほぼ同等の体制であることが想定されます政令指定市、中核市については自動的に景観行政団体となることとしておりますが、その他の市町村については、手を挙げれば知事の同意を得て景観行政団体となれる仕組みとしたわけでございます。

なお、都道府県と市町村の二重の構造になりますので、ある地域で二重規制が行われるというこ

とになりますと、これは一つの問題でござります。したがいまして、景観行政団体は一つの地域において一元的に景観行政を行ふと、こういう形にしております。

○谷博之君 我々としては、例えば一般の市町村でそういう条例を作る動きとか、あるいはまた市民参加で様々な取組をしようとしている、そういう市町村もこれから、現実にあるし、これから出でてくるのではないかというふうに考えられますけれども、そういう中で、そうすると、もう一回確認をいたしますが、この景観行政団体になるためにはどのような要件と手続というのが必要なか、ここのことろを更に御説明をお願いします。

○政府参考人(竹歳誠君) 政令指定都市、中核市以外の市町村が景観行政団体になる場合には都道府県知事の同意を得る必要があると先ほど申し上げました。

同意のやり方と申しますが基準でござりますけれども、冒頭申しましたように、景観行政というのは、やはり基本的には住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が担つていくべきであると考えますので、よほどのことがない限りといふことで、景観規制を行う体制が不十分であるとか、よほどのことがない限りは手を挙げた市町村に対し手を挙げていくべきであると考えます。

○谷博之君 したがいまして、このNPOの方々は、このように考えております。

○谷博之君 それで、統いて景観法のこの対象地域の問題についてお伺いしたいと思いますが、地域の意見も聞きながら、都道府県がNPOの市民団体などとの問題を取り組むことができる

こと、このように考えております。

○谷博之君 したがいまして、このNPOとか地域住民とそれから県とで景観計画の策定を協議して、そして県とNPOとで取組ができるようなそういう条件というか、そういうことはできるのかどうかですね。

○政府参考人(竹歳誠君) 今御質問がございまして、棚田などを抱える村で、そこを保全したいと、市民も熱心だということですけれども、財政的な状況でなかなかそこまでは踏み切れないというところにはどうなるかと申しますと、まず都道府県が景観行政団体になつていただきたいと。まだ半数は超えたところでござりますけれども、是非この法律が通りましたらすべての都道府県には景観行政団体になつていただきたいと思いますが、もし景観行政団体になつていただきたいと思いますが、もし、棚田などを抱える村で、そこを保全したいと、市民も熱心だということですけれども、財政的な状況でなかなかそこまでは踏み切れないというところにはどうなるかと申しますと、まず都道府県が

NPOとか地域住民とそれから県とで景観計画の策定を協議して、そして県とNPOとで取組ができるようなそういう条件というか、そういうことはできるのかどうかですね。

○政府参考人(竹歳誠君) 景観法の第八条、景観計画というところをごらんいただきますと、景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となつて景



要文化財等の被害を防止するため、所有者等に対する被害を防止するため特に必要があると認めることを命じ、又は勧告することができるということがあります。二点目は、重要文化財等の所有者は、文化庁長官に対し、その保護のため必要な支援を求めることができると規定されています。三点目は、国宝等の所有者等が命令に従わないときは、文化庁長官は、被害を防止するため必要な措置を自ら直接講ずることができるという規定でございます。

以上でございます。

○谷博之君 今のその説明を受けますと、この第一百二十一条には当然天然記念物とかあるいは史跡名勝なども含まれるのではないかと思っておりますが、例えば武力攻撃事態が予測された場合に具体的にはどのような対策を取るかということになると思うんです。

例えば、民有地にあるイリオモテヤマネコとかあるいはオオサンショウウオとか、そういうものがいた場合にこれを具体的にどのように保護し守るかということについて、ちょっとと具体的に説明していただけますか。

○政府参考人(木曾功君) お答えいたします。

その具体的な内容でございますが、この必要な措置あるいは支援の具体的な内容につきましては、個々の事例に応じて適切に判断されることになるわけでございます。

例えば、オオサンショウウオあるいはイリオモテヤマネコ等の野生動物についてでございますが、これは本当、例えばということでございますが、これは本当に安全な場所への移動等、一時的な移動等が可能あるいは有効かつ適切かどうかというその検討が必要があろうかと思つております。

いずれにいたしましても、保全のための最大限の努力を行うということでございます。

○谷博之君 具体的なケースということで、そのほかにもいろいろ想定されると思いますが、例え

ば長野県の千曲市の名勝、姨捨という棚田があります。これは実は大変貴重な棚田でございます。しかしこれは民有地ですね。こういうところを守るというか保護するという、どのような対策をするのかということも、これまた具体的なケースとしていろいろ説明を聞きたいというふうに思いましたし、それからもう一つは、これは先ほどお話ししましたけれども、我が栃木県では日光街道の杉並木、これはもう大変な距離を、宇都宮と日光との間だけでも一万三千本というふうな杉の木が植えられておりまして、これは今、後ほど申し上げますが、大変枯れて、非常に杉並木の樹勢が今衰えています。さて、それがどういうことについてお考えになつておられますか。

○政府参考人(木曾功君) お答えいたします。

長野県の名勝、姨捨という棚田についての具体的な、いや、その保護の取組はどう考えるかといふことでございますが、狭い範囲の史跡、名勝につきましては、偽装、いわゆるカムフラージュ等の措置が考えられるわけでございますが、この名勝、姨捨につきましては、面積が三万一千七百平米という広大な面積を持つております。そういうことでござりますので、実際に、有効な措置を取りることが事実上困難なケースかというふうに思つております。

また、日光の杉並木でございます。日光の杉並木につきましても、これにつきましては総延長三十七キロメートルに及ぶ杉並木でございます。これにつきましても、移動等はほとんど不可能であると思つておりますので、同様に事実上困難なケースでなかろうかと思つております。

○谷博之君 この日光の杉並木の問題について、これは国民保護法との関係で今質問申し上げま

したが、その話と同時に、これはいわゆる文化財という立場から関連をしてお聞きしたいんですけど、私たちの県では杉並木オーナー制度といふのを行っています。一本の杉の木に一千万円のお金の果実でその杉並木の樹勢を回復をしようとする、こういうことでも、これまでの補助金額じや到底進歩しないというようなこともあります。こういふ具体的には、今、五百三十二件の団体、個人が一千円を出資して六百八十二本の杉のオーナーになつておられる。全体の中では、何とか手を加えれば回復するであろうという木が大体八千本から九千本ぐらゐあるというふうに言われていてあります。

こういうところについての同様の質問に対しても、そのようにお考えになつておられますか。

○政府参考人(木曾功君) お答えいたします。

長野県の名勝、姨捨という棚田についての具体的な、いや、その保護の取組はどう考えるかといふことでござりますが、狭い範囲の史跡、名勝につきましては、偽装、いわゆるカムフラージュ等の措置が考えられるわけでございますが、この名勝、姨捨につきましては、面積が三万一千七百平米という広大な面積を持つております。そういうことでござりますので、実際に、有効な措置を取りすることが事実上困難なケースかというふうに思つております。

ただ、もちろん民有地をこれから更に買収するというふうな課題もあるわけですが、今やらないと、この日光の杉並木というのは大変自動車の交通も激しいですし、排気ガスとか様々なそういう要件によつて枯れていくという、そういう心配が非常にござります。樹齢三百年、四百年という大変古い杉並木でありますけれども、これを是非残していくべきだというふうなこともあります。

現在、全体の本数のうちの進捗率が二二・九%、平成十五年度末はそういう状況でして、まだまだ全体の数でいうとわずかであります。平成十六年度の目標は一・一%を更に増やそうと、こんな

ことで二三%を目指に、全体のですね、取組をして、文化庁はこの日光杉並木の今後の保全の在り方についてどのように考えておられるか、あるいは今後の、住宅地の買収に取り組むことになるわけですから、これまでの補助金額じや到底進歩しないというようなこともあります。こういふことについての前向きな対応をどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(木曾功君) お答えいたします。

日光杉並木でございますが、オーナー制度といふもので、これは栃木県が考えられて、この売却資金による保護基金を運用することでいろんな保護施策を実施しておられるということで、我々も非常にその取組を評価しておりますとございまます。全国でも非常に珍しい取組であろうというふうに考えておるところでござります。また、栃木県が行つております並木の後背地、二十メートルぐらゐの後背地を買い上げまして、公有化をしていくという事業でございます。これも着実に進められておりますと認識しております。

文化庁といたしましても、今後ともこのようないくという事業でございます。これも着実に進められておりますと認識しております。

地域の取組に対し、国庫補助、土地の買上げ等に対する国庫補助あるいは史跡等の追加指定ということで可能な限り支援してまいりたいと思っております。

○谷博之君 是非、これは一つの県の問題だけじゃなくて、やっぱり世界登録遺産、ユネスコのですね、これにも五年前にも登録されておりますし、国際的なそういう、何というんでしようかね、貴重な遺産だと思いますので、前向きなひとつ御支援をいただきたいというふうに思つております。

それから次に、屋外広告物法の改正についてちょっとお伺いしておきたいんですが、これまたそれぞれの地方自治体の条例というものがこれに関係してできていると思いますが、私どもの地元の宇都宮市の屋外広告物条例をちょっと検討してみましたら、その十五条に、市長は、違反広告物の設置者又は管理者に対し、美観風致を維持し、

又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる、こういうふうに条文上、明記されています。

ところで、これには期間の定めがないわけでありまして、今回、この法の改正によつて、例えばモーテルのあいいうネオンサイン、こういうふうなものが、条例に違反したこういうような広告物に対しても以上に代執行がしやすくなるというふうに考えますが、この点についての具体的な対応、そしてこの期間の定めも含めて、今後どのようにこうした条例も改正できるようになるのか、お答えいただきたいと思うんです。

○政府参考人(竹蔵敬君) 今、先生御指摘になら  
れましたように、まず現行法では、そのような形で野立て看板などの違反している広告物について知事が条例に基づいて除却命令ができるとされて  
いるわけです。

その場合は、現在は行政代執行法に基づいて、相手方が命令に従わない場合であつて、他の手段

によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反するとの認められるときは、行政代執行を行うことができる。この点についてより要件を明確化いたしまして、屋外広告物条例に違反しているため、知事が相当の期限を定めて除却の命令を行つたと、にもかかわらず命令に従わない、というときに行政代執行をすることができる、このようなことが今回の法律改正に盛り込まれております。

すなはち、行政代執行がやりやすくなるわけですけれども、その代わりに相当の期限を定めて除却の命令を行うと、このような仕組みにしているわけです。したがつて、今御指摘の宇都宮市の屋外広告物条例につきましても、法案の成立後、現在は相当の期限を定めてということが入つておりますので、法案が成立いたしましたら、そういう相当の期限を定めて市長が命令を行うと、このように改正をしていただく必要があると認識しております。

ういう屋外広告物を取り扱う業者というのがもちろん全国にたくさんあります。これは今までいわゆる届出制ということになつておりますて、全体で約五万五千社というふうに言われています。当然、大業者の中にはしっかりと仕事をして、法を守つて活動している業者もあれば、中には若干問題のあるような業者もあるようになっております。したがつて、いわゆる届出制からできれば更にワンランク上げて登録制にしておけば、こういう質な一部の違法業者といいますか、こういう人たちをチェックすべきではないかというような声もあるや聞いております。

そこで、この具体的なこういう問題と、しからば登録制ということになればどのくらいの業者が淘汰されるというふうに見ておられるか、お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(竹歳誠君) 御審議の中で明らかになつておりますように、違法な看板、広告物、また電線、こういうものが日本の景観を非常に悪くしていると、こういう現状認識があるということをございます。

そこで、全国に膨大な違反広告物があると、こ<sup>ういう現状に対応して、良好な景観の形成を図る</sup>となりますが、個々の違反広告物対策、簡易除却制度の拡充などと併せて、違反広告物の原因となつている不良業者の対策と、はじめて仕事をしている方はたくさんいらっしゃるわけでございますけれども、一部の不良業者が非常にこういう問題を惹起しているというふうに考えておりまして、こういうような不良業者の対策を講じて、違反広告物が表示されない、こういう体制を作ることが重要であると考えているわけです。

そこで、今回の法律改正の下で、届出制から登録制ということにするわけでございますが、従来の届出制の下ですと、実は条例違反を繰り返して、罰金三十三万円を払えば、また次の日から営業できないということになつております。したがつて、今回の登録制にいたしますと、営業停止でござることになります。

ざいますとか、例えば登録の取消しというふうなことも可能となるということで、不良業者を排除する上で非常に有効な対策ではないかと考えております。

さてそこで、この対策によつてどれだけ排除されるかということでおざいますが、先ほど先生おつしやいましたように、五万五千の届出業者がござります。これは都道府県ごとに届出をしておりますので、ダブりがござりますので実際は二万から三万ぐらいかなと考えておりますが、大半の方はまじめに仕事をしておられるわけで、今ここでどうぐらいの業者、不良業者が排除されるといふことを申し上げることはできません。

○谷博之君 続いて、都市緑地保全法の改正についてでございますが、これ先ほど大江委員からもいろいろと御質問ございました。それに対しても私は正に同感でございますが、去るは大沢委員も多分一緒にございましたが、去年災害特で、災害対策の特別委員会で三宅島に防衛庁の最新鋭のヘリコプターで現地視察をさせていただきましたときに、これ三宅島の例ですが、大変あいの状態になつていて、あそこに島民がまた戻つてくることを当然前提にして様々な復旧工事をやつしているわけですが、そういう中に、原則として新しい橋を造つたり、新しい土手を造つたり、そういうところには三宅島固有のそこに自生する植物を植えるというふうなことで、特にああいう島というのは、一度外来種が入つてきますと、これは蔓延したときに駆除するのが大変になります。

そういう意味では、これは植物も動物もそうですが、それとも、そういう意味で、私はそういう地域のオリジナリティなそういう取組というのが必要だというふうに思っています。これはいわゆる生物多様性という、そういう観点になつていいかというふうに思うんです。

いというふうなこともお話をありましたけれども、しかしそういう帰化植物というのが非常に國內の在来の植物よりもこれ非常に生命力が強くして、そういう点で非常に繁殖力も激しい。例えれば水生植物でホテイアオイという植物がありますけれども、これは観賞用の植物として非常にあちらこちらでも売られていますけれども、こういう植物が一度繁殖しますと、瞬く間にその周りの環境をいわゆる変化させてしまうという、こういうふうなこともあるのですから、我々はそういう意味では、例えば外来植物を使う場合も相当慎重にこれはしなきやいけないというふうに思つていい

○政府参考人(竹歳誠君) 今、三宅島のお話でござりますとかホティアイオイのお話等々ございまして。我々といたしましても、やはり個性のある地域づくり、その地域地域のまちづくりをするという意味で、地域在来の植物、それから地域に固有のいわれを持った植物、こういう活用というのが重要であると考えておりますが、いずれにしろ、これはそれぞれの地域の自主的な選択の面もあると思います。

八

至つていないんではないかと。ただ、今御指摘の重要性、例えば動物についてもカミツキガメが琵琶湖で繁殖して暴れ回っているというふうなこともありますので、やはりそういう外来種の問題についてもきちつと慎重に対応しながら進めていきたいと考えています。

○谷博之君 法律まではそういうふうなことでありますけれども、これは極めて、今国会でも外来生物を規制する新しい法案も成立をいたしましたし、いよいよこれから日本もそういう意味では生態系をしっかりと守るという、そういう時代に入ってきたと思うんですね。

ニュージーランド、オーストラリアが世界的にも非常に先進的に取り組んでいるんですが、一度そういうふうな外来生物が入ってきたときにその生態系は全く一変するという、それを元へ戻すのには大変な労力を掛けながら取り組んでいるという、そういう事例もございまして、我々は特に沖縄辺りのマンガースとヤンバルクイナの話とか、あるいは元々あそこに在来するそういう動物、植物を守るために今重要なことも強く主張しております、そういう点ではその重要性をお互いに認識はしていると思いますけれども、更にひとつ認識を深めていただきたい。

それから、私たちの県では足尾というところがありまして、古くから銅山で栄えた町ですが、煙害によってもう山が完全に金山はげ山になつて、もう草木一本生えてない。そういうところに今、急傾斜地に皆が入つていて木を植えて元の姿に戻そうということで、市民団体が年間、年に何回もそういうところをやっていますけれども、そういうときに使われる木についても、草木についても、何を植えるかということをやっぱり慎重に考えながら取り組んでいるわけです。

こういうことも含めて、私は是非、今までもそうだと思いますけれども、より一層そういう認識を深めた対応をこれからしていただきたいというふうに思っています。

今国会の委員会も、私の発言する機会もこれで恐らく最後になると思ひますので、今度の景観法の法案と別になりますけれども、前回、前々回、二回質問をさせていただいた道路公団の民営化の問題について若干お時間をいただいて、残った時間ちょっと質問をさせていただきたいと思ひま

と言われている日本道路興運のことを取り上げて質問をしてまいりました。どうしても納得いかない部分がありまして、具体的に何点か重ねてお伺

いをしたい。

一つは、日本道路公団では車両管理業務を合理化して民営化前にも委託数を半分にすると、こうしたことで前回の委員会で答弁がございました。一方、国土交通省の方は車両管理、委託している車両が数字的には増えてきているんですね。い

わゆる逆の取組をしているよう思ふんですか。そうなつてゐる原因は一体何なのかな。

交通省からの発注はいつごろから始まっているのか。そして日本道路興運が、この発注、最初に発注を受けてからずっと継続して受注をし続けてきているのか。

そして、日本道路興運が初受注して以来の一般競争入札の結果を示していただきたいと、このようになります。

○政府参考人(安富正文君) まず一点目でござりますが、道路公団の対応と国土交通省の対応の違ひということでございますが、国土交通省では現

労務職、いわゆる行政職の(二)というやつですが、そういう方々が運転をしておつたわけですけれども、昭和五十八年の臨調答申、それから同じく五十八年の閣議決定で、今後、この技能労務職員で対応している部分につきましては、企画調整、公権力の行使、あるいは公役務

かありませんので正確なことは分かりませんが、いろいろ問い合わせてみると、国土交通省全体として、詳細は分かりませんが、過去十年から十五年にわたりましては、旧運輸省あるいは旧建設省の本省では日本道路興運の委託はなかつたと聞いております。

等にわたり行政として不可欠な機関を直接担当者に公務員を限定するという趣旨から、この技能、労務職員につきましては昭和五十九年以降、原則採用を行わないということにされたわけでござります。

そういうことから、順次、業務上必要なこれらの公用車の運行管理を民間企業に委託していくという形で増やしていくたという経緯がござりますので、いわゆる行政の運転手のアウトソーシングという形で従来進めてきたという経緯がござります。

それからもう一点の、日本道路興運への発注の、いつから始まったのかということでござりますが、実は入札関係の書類の保存期間が五年でござ

います。そういう意味では、国土交通省も、ちよつと答弁いたしましたように、四百五十機関がそれぞれ、運転管理業務についてはそれぞれ

の機関で入札をしておりますので全体を把握しております。されども、国土交通省として記録上把握できるのは平成十一年以降の発注案件でござります。

この関係で、平成十一年以降の国土交通省の本省関連の入札状況を申しますと、本省関連では筑波研究学園都市の施設管理センターが発注しま

した車両管理業務が、平成十一年度から十五年度にかけまして、一般競争入札の結果、日本道路開発に受注してきております。また、いわゆるこのセンター以外の旧運輸省本省あるいは国土交通省本省が行つた一般競争入札におきましては、日本道路興業以外の企業が受注しているところでございます。それから、いつから始まつたかということです。実は、先ほど言いましたように五年の保存期間で

がありませんので正確なことは分かりませんが、いろいろ問い合わせてみますと、国土交通省全体として、詳細は分かりませんが、過去十年から五年にわたりましては、旧運輸省あるいは旧建設省の本省では日本道路興運の委託はなかつたと聞いております。

○谷博之君　六月一日の、安富官房長が答弁しておりますが、ずっと受注をしてきている、それはどういうふうなことでそういうふうに受注してきておるのかというふうに私はたしか聞いたと思ひますが、そのときには、日本道路興運の営業努力度があるんだと、こういうふうに御答弁をいただいていますけれども、重ねてお伺いしたいんですが、この営業努力の中には、先月問題になりましたが、細田官房長官などへの運転手の派遣とか、あるいは国交省や道路公団からの数十人の天下りの受入とか、あるいは国交省退職運転手の再雇用、こういうようなものも含まれているというふうに理解していいのかどうか。

そして、次に、国土交通省が日本道路興運を日本道路公団へ紹介したとの話があるが、これについても事実かどうか、お答えいただきたい。

○政府参考人(安富正文君) 一点目の、六月一日に私が日本道路興運の営業努力という発言をいたしましたが、これはあくまでこの入札において託するに当たって、会計法令等に基づきまして原則、指名あるいは一般競争、両方ございますが入札によつて民間企業を選定して、最も低い価格を提示した企業と契約すると、これは当たり前でござりますが、そういうことで、私が先般申ました営業努力と申しますのは、この入札において最も低い価格を提示する、そういう企業としての努力ということを申し上げたものでございまして、先ほど先生が御指摘になつたような、そういう実事関係のことを念頭に置いたものではございません。

それからもう一点の、いわゆる道路興運を道路

公団に紹介したという話があるが事実かということが、国土交通省として御指摘の事実は承知しております。○谷博之君 いろいろこの問題について聞いてきましたけれども、最後にもう一点だけお伺いしましたけれども、このいわゆる日本道路興運がいんすけれども、このいわゆる日本道路興運が政治資金規正法違反の献金をしていたということは五月の二十四日の新聞にも出ておりました。規正法の限度超す献金、細田長官給与肩代わり企業、こういうふうなタイトルで新聞がありますけれども、こういうふうな違法の献金をしていましたことが明らかになつていてわざでありますけれども、こういうことによつていわゆる一般競争入札の参加要件並びに指名競争入札の有資格者の要件に照らして問題はないのか、今後の入札参加に問題となることはないのか、お答えいただきたい。

○政府参考人(安富正文君) 今の先生の方から御指摘ございました。日本道路興運という会社が政治資金規正法の總額制限を超過した献金を行つて

いるとの報道があつたことは我々も承知しておりますけれども、この報道だけでござりますので、

その政治資金規正法の適用に関して私どもの立場としてコメントする立場がないというふうに考

ております。

ただ、一般論として申しまして、この日本道路興運による車両管理業務の履行につきましては、

当然いわゆる業務上いろんな不正があるといつよ

うなことになりますと、指名停止等の措置を講ずるということになるわけでございますが、現在、

車両管理業務の履行につきましては我々として

も、車両管理の確認日誌等を提出していただいておりますので、それをチェックしておりますので、

業務は適正に行われていることを確認しております。そういう意味で、現在のところ指名停止等の措置は講じておりません。

ただ、国土交通省の指名停止等のいろんな基準がございますが、請負業者が業務に関し不正行為等があつた場合というほかに、例えば代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑で公訴を提起

され又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定により罰金刑を宣告された場合には指名停止措置を取ることとしております。そういう意味で、こういう事態になりましたら、そういう措置を講ずるといふことがあります。○谷博之君 私、手元に五月二十四日のその新聞があるわけですから、ここには、要約をしますと、政治資金規正法は上限を超える違法な献金をした側と受け取った側双方の罰則を定めていると。

この日本道路興運の上限額というのはそれでは

幾らかということになりますが、寄附の限度額は企業の資本金で決まっておりまして、同社の場合

は上限は年間七百五十万円ということになります。

この企業は、細田官房長官の運転手給与約三

千百万円を肩代わりしたといふやうな運転手派

遣会社でありますと、二〇〇〇年から二〇〇二年

までの三ヵ年間に政治資金規正法の限度額を超えて、言うならば献金をしていたと。細田長官が肩

代わり分の給与を献金として収支報告書を訂正し

たためにそういうことの結果になつたということ

であります。

私は、この企業の具体的なこういう問題が起き

ているわけでありますが、これは最後にちょっと

大臣にお伺いしたいんですけど、こういうあ

る意味では、この違法な営業努力をしているこ

なんですが、この点について前回、前々回にも若

い企業に対して、引き続き国土交通省はこうい

う車両管理の業務の大半を任せ続けていくのかと

いうふうなことを私は非常に危惧をしているわけ

なんですが、この点について前回、前々回にも若

干関連する質問もさせていただきましたけれども、

こういう具体的な新聞報道なども出てきていま

る中で、今後このことについて検討する考えはな

いかどうか、お伺いしたいと思っています。

○国務大臣(石原伸晃君) 営業努力については、

政府参考人の官房長の方からそのようなものを念

頭に置いていないという答弁がございましたの

で、営業努力ということが何を指すのか明確では

ございませんのでちょっとコメントを差し控えさ

せていただきますが、請負業者の業務の不正行為があつた場合にはこういうものは見直すということとも政府参考人から明確に答弁させていただきましたように、そういう事態に至れば考え方で、車両管理日誌等々を見て業務が適正に行われているか、私どもの方で調べている中では違法な行為というものが見付からない以上は、その指名停止の措置を講ずるということはできないんじゃないかと考えております。

○谷博之君 時間が参りましたので、まとめに入らせていただきますけれども、先ほどお許しをいただいてこの道路公団の問題について再度質問させていただきましたが、この法案の質疑について

ではもうずっと時間を持って当委員会でもされておりますから、中身については触れませ

んけれども、しかも法案が成立しておりますから、

そのとおりだと思いますが、いずれにしましても、

こういうわざの國の様々な機関に關係をするい

ろんな企業等について、私は非常に今、世間の目

というのは非常に厳しくなつてゐるということを

もうひしひしと感じておりますから、これは先ほど

大江委員から三菱自動車の話も出ましたけれど

も、要は、今の我々のこの國もあるいは民間企

業もそうですが、やっぱり緊張感を持つていろん

なことに当たらないと、もうこれは国民がやはり

許さないという大変厳しい視線を持つてゐるとい

うことだと思うんです。

それは、個々の企業、例えば三菱なら三菱の問

題について言えば、三菱の企業は大変大きな痛手

を受けるわけあります。だけれども、それはじや

うことです。  
○森本晃司君 いよいよ国会も会期末になつてしま

りまして、この委員会でいろいろと大臣等々に質問をさせていただくのも終わりに近づいてまいりました。私自身にとって最後の質問ではないか

と思つております。公明党の森本でございます。

本日、佐藤雄平君が委員を辞任され、その補欠として平田健二君が選任されました。

大変ありがとうございました。

○委員長(奥石東君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、佐藤雄平君が委員を辞任され、その補欠として平田健二君が選任されました。

大変ありがとうございました。

○森本晃司君 いよいよ国会も会期末になつてしま

りまして、この委員会でいろいろと大臣等々に質問をさせていただくのも終わりに近づいてまい

りました。私自身にとって最後の質問ではないか

と思つております。道路問題等々もいろいろと議論をさせていただきました。

私は、今日提案された景観緑三法、これは多く

の国民が期待していただけないといふ。私は、

この委員会でこの問題について議論できること、

大変うれしく思つてゐるところであります。

日本の自然は美しいとよく言われます。しかし、

日本の景観は美しくないとよく言われるんで

す。で、もうそう言われたときに私は、残念なが

らそれを自信を持つて否定することはできないと

思つております。いろいろと派手な色彩やデザイン

、ぱらぱらであつたりする、あるいは電線が至

るところに、美しい景観のところに張り巡らせて

いるということ、これは日本じゅういろんなところを歩いてみて実感します。

ですから、この企業だけを私は何回も取り上げ

て質問させていただきましたけれども、この企業

だけではないそういう大きなやつぱり癒着、そ

ういう、もし事実としてあるとすれば、これ

はやつぱり私はお互いに問題は問題として明るみ

に出して、そしてきちんと対応を本

当の意味で、三菱のようになつてはいけないと思

うんですよ。次から次へ出てくるという、こうい

う体質であつてはいけない、そのことを私は強く

この問題を通して感じておりますので、是非これ

は最後に私の一つの要望ということでお聞きいた

だいで、今後の対応をしていただきたいと思つて

おります。

○谷博之君 時間が参りましたので、まとめに入

らせていただきますけれども、先ほどお許しをいた

だいてこの道路公団の問題について再度質問

させていただきましたが、この法案の質疑について

ではもうずっと時間を持って当委員会でもされて

おりますから、中身については触れませ

んけれども、しかも法案が成立しておりますから、

そのとおりだと思いますが、いずれにしましても、

こういうわざの國の様々な機関に關係するい

ろんな企業等について、私は非常に今、世間の目

というのは非常に厳しくなつてゐるということを

もうひしひしと感じておりますから、これは先ほど

大江委員から三菱自動車の話も出ましたけれど

も、要は、今の我々のこの國もあるいは民間企

業もそうですが、やっぱり緊張感を持つていろん

なことに当たらないと、もうこれは国民がやはり

許さないという大変厳しい視線を持つてゐるとい

うことだと思うんです。

それは、個々の企業、例えば三菱なら三菱の問

題について言えば、三菱の企業は大変大きな痛手

を受けるわけあります。だけれども、それはじや

うことです。  
○森本晃司君 いよいよ国会も会期末になつてしま

りまして、この委員会でいろいろと大臣等々に質問をさせていただくのも終わりに近づいてまい

りました。私自身にとって最後の質問ではないか

と思つております。道路問題等々もいろいろと議論をさせていただきました。

私は、今日提案された景観緑三法、これは多く

の国民が期待していただけないといふ。私は、

この委員会でこの問題について議論できること、

大変うれしく思つてゐるところであります。

日本の自然は美しいとよく言われます。しかし、

日本の景観は美しくないとよく言われるんで

す。で、もうそう言われたときに私は、残念なが

らそれを自信を持つて否定することはできないと

思つております。いろいろと派手な色彩やデザイ

ン、ぱらぱらであつたりする、あるいは電線が至

るところに、美しい景観のところに張り巡らせて

いるということ、これは日本じゅういろんなところを歩いてみて実感します。

ですから、この企業だけを私は何回も取り上げ

て質問させていただきましたけれども、この企業

だけではないそういう大きなやつぱり癒着、そ

ういう、もし事実としてあるとすれば、これ

はやつぱり私はお互いに問題は問題として明るみ

に出して、そしてきちんと対応を本

当の意味で、三菱のようになつてはいけないと思

うんですよ。次から次へ出てくるという、こうい

う体質であつてはいけない、そのことを私は強く

この問題を通して感じておりますので、是非これ

は最後に私の一つの要望ということでお聞きいた

だいで、今後の対応をしていただきたいと思つて

おります。

○谷博之君 時間が参りましたので、まとめに入

らせていただきますけれども、先ほどお許しをいた

だいてこの道路公団の問題について再度質問

させていただきましたが、この法案の質疑について

ではもうずっと時間を持って当委員会でもされて

おりますから、中身については触れませ

んけれども、しかも法案が成立しておりますから、

そのとおりだと思いますが、いずれにしましても、

こういうわざの國の様々な機関に關係するい

ろんな企業等について、私は非常に今、世間の目

というのは非常に厳しくなつてゐるということを

もうひしひしと感じておりますから、これは先ほど

大江委員から三菱自動車の話も出ましたけれど

も、要は、今の我々のこの國もあるいは民間企

業もそうですが、やっぱり緊張感を持つていろん

なことに当たらないと、もうこれは国民がやはり

許さないという大変厳しい視線を持つてゐるとい

うことだと思うんです。

それは、個々の企業、例えば三菱なら三菱の問

題について言えば、三菱の企業は大変大きな痛手

を受けるわけあります。だけれども、それはじや

うことです。  
○森本晃司君 いよいよ国会も会期末になつてしま

りまして、この委員会でいろいろと大臣等々に質問をさせていただきました。

私は、今日提案された景観緑三法、これは多く

の国民が期待していただけないといふ。私は、

この委員会でこの問題について議論できること、

大変うれしく思つてゐるところであります。

日本の自然は美しいとよく言われます。しかし、

日本の景観は美しくないとよく言われるんで

す。で、もうそう言われたときに私は、残念なが

らそれを自信を持つて否定することはできないと

思つております。いろいろと派手な色彩やデザイ

ン、ぱらぱらであつたりする、あるいは電線が至

るところに、美しい景観のところに張り巡らせて

いるということ、これは日本じゅういろんなところを歩いてみて実感します。

ですから、この企業だけを私は何回も取り上げ

て質問させていただきましたけれども、この企業

だけではないそういう大きなやつぱり癒着、そ

ういう、もし事実としてあるとすれば、これ

はやつぱり私はお互いに問題は問題として明るみ

に出して、そしてきちんと対応を本

当の意味で、三菱のようになつてはいけないと思

うんですよ。次から次へ出てくるという、こうい

う体質であつてはいけない、そのことを私は強く

この問題を通して感じておりますので、是非これ

は最後に私の一つの要望ということでお聞きいた

だいで、今後の対応をしていただきたいと思つて

おります。

○谷博之君 時間が参りましたので、まとめに入

らせていただきますけれども、先ほどお許しをいた

だいてこの道路公団の問題について再度質問

させていただきましたが、この法案の質疑について

ではもうずっと時間を持って当委員会でもされて

おりますから、中身については触れませ

んけれども、しかも法案が成立しておりますから、

そのとおりだと思いますが、いずれにしましても、

こういうわざの國の様々な機関に關係するい

ろんな企業等について、私は非常に今、世間の目

というのは非常に厳しくなつてゐるということを

もうひしひしと感じておりますから、これは先ほど

大江委員から三菱自動車の話も出ましたけれど

も、要は、今の我々のこの國もあるいは民間企

業もそうですが、やっぱり緊張感を持つていろん

なことに当たらないと、もうこれは国民がやはり

許さないという大変厳しい視線を持つてゐるとい

うことだと思うんです。

それは、個々の企業、例えば三菱なら三菱の問

題について言えば、三菱の企業は大変大きな痛手

を受けるわけあります。だけれども、それはじや

うことです。  
○森本晃司君 いよいよ国会も会期末になつてしま

りまして、この委員会でいろいろと大臣等々に質問をさせていただきました。

私は、今日提案された景観緑三法、これは多く

の国民が期待していただけないといふ。私は、

この委員会でこの問題について議論できること、

大変うれしく思つてゐるところであります。

私は旅をするのが好きでありまして、この六年間、ほとんど日本列島全部を歩き回りました。また、同時に、私はそのときカメラで日本のすばらしい景観を撮るのを一つの趣味ともしております。思つてカメラを構えてファインダーをのぞいてみると、そこに非常に邪魔になるものがある、電線がしかりであります。それから、派手な広告物がすばらしい建物のすぐ横にあるというのを、ぶち壊しだなど残念に思うことが物すごくあります。

私の県の奈良県の写真を撮りますと、この人の右に出る人はいないと今も語られております今は亡き入江泰吉先生がよくおっしゃっていました。当時まだ日本のガードレールは白しか色は使えなかつたときであります。入江先生はよく嘆かれたのは、せっかくの奈良のこのすばらしい写真を撮るときに、突然真っ白なガードレールが入つてくる、写真はぶち壊しだと、よく私にも何とかならないのかとおっしゃつていただいたことが今も耳に残っております。

幸い、旧建設省でそのガードレールの色をいろいろと変えること、あるいは形を変えることもできまして、その点については随分改良された。それだけに、あと今度はガードレールだけではなしに電線等々を含めて美観を伴うようになつていかなければならぬではないだろうかと、こう思つておるところでござります。そういう意味で、今回この法律に取り組むことができること、すばらしいことであります。

先般、私は伊勢市のおかげ横町へ行ってまいりました。ここはかつては電線が張り巡らされており、それから看板もそれっぽらでございました。建物もぱらぱらであった。この間行つたら、四年には年間観光客三十五万人であつた観光客が、平成十四年には約三百万人と九倍にもなつて いるという事でございます。もう確かに行つてびっくりしました。もう大変なにぎわいであります。

また、私の奈良県の権原市に環濠村で有名な今井町というのがございます。ここは同時に、江戸時代の建物が残つてゐるところでございます。多くの大名が泊まつたりした家もそのまま残つてゐる、非常に歴史的建造物の多いところでございます。

がこの今井町も歴史的建造物群保存地域、地区などの制度を活用して町並み保存を図りました。そうしますと、平成七年から平成十四年にかけて観光客が一・六倍になつたというふうに聞いておるわけでございまして、この景観三法を整理していくこと、これを推進していくこと自体が、今、小泉内閣が掲げ、さらには、石原大臣が観光担当大臣になつていただきたいわけでありますけれども、そういう観光立国ということを大いに進めていくことのできるものであつて、我が国の豊かな景観を美しくし豊かにし、多くの観光客、そして多くの人々の心と目を養つていく、慈しんでもらつておられる、そういう意味で大変な意義があると思ひます。

この三法に取り組む大臣のまづ所感をお伺いしたいと思っております。

○國務大臣(石原伸晃君) ただいま森本委員が後段で御指摘され、また午前中の質疑で藤野委員も御指摘されましたように、やはり季節、日本の、日本はすばらしいけれども、景観は必ずしもしばらくしない、こういう声を聞くようになりました。そういうものに対しても外國の方が思つても、何であそこの白いガードレールがあるんだ、電線が張り巡らされているんだ、こういうものに対する是正をしていくことによって観光というものにも大変大きく役立つ、そういう位置付けで今回法案を準備をさせていただき、ただいま御審議をいただいています。

○森本晃司君 また、そういう形でこれから取り組んでいくわけでございますが、地方自治体の方を見ますと、この間、今年の二月、私は秋田県の角館へ観光セミナーに行つてまいりました。そこで、いろいろとシンボルジウム等々行いました。たわけですけれども、強制力の問題等々で十分ではなかつた。また、委員の開陳の中でも、この問題の提起といふものは時宜を得て国民の多くの方々が期待しているというお話をございましたように、やはり経済優先、効率性優先のまちづくり

たこの参考人質疑で西村参考人、東大の西村教授がおつしやつております。今回の景観法案に関する特色を私なりにまとめてみますと、非常に大きいのは、地方公共団体の景観条例、これはもう五百を超えてると思うんですけれども、これに法的根拠を与えるという意味で、地方分権を後押しする形の法律になつてることだと思います、これはすばらしいことだと西村先生がおつしやると同時にもう一つおつしやることは、地方自治体に法的根拠を与えるという後押しをするような法案だとすることですから、逆に言うと、熱心な自治体は大変頑張られるかもしれないけれども、熱心じやないところは何もしないでも済むかもしれない、そうすると自治体間の差が付きかねないということがあるわけですね、この問題をどうするのものが、ああ日本はすばらしいな、本当にすばらしいところだなど外國の方が思つても、何であそこは都市局長にお願いします。

これは、やはり国としてそういった地方自治体をどう喚起させるのかということも大事であります、それが、その取組をどのように考えておられるのか。これは都市局長にお願いします。

○政府参考人(竹嶽誠君) お答え申し上げます。良好な景観形成を進めていくためには、景観行政団体となります地方公共団体、これの意欲ある取組が極めて重要でございます。御指摘のとおり、公共団体、全国三千余ござりますが、以前から大変熱心にこの景観問題に取り組んでこられた実績のある公共団体から、今までほとんどそういうことに取り組む機会のなかつた公共団体まで様々ございます。

現在は都市間競争、地域間競争の時代でございまして、個性ある地域の発展でございますとか、美しいまちづくりのために個々の自治体や地域住民等の意欲というものが何より大事だと思います。したがつて、意欲はあるけれども知識や経験が不足していると、こういう地域も多々あると思います。国としては、国としての責務にもございます。国としては、国としての責務にもございます。

しかし、一方、全くやる気のない地域も地方自治体によつてあるんじゃないだろうかと、私はそういう地域もあります。

しかし、一方、全くやる気のない地域も地方自治体によつてあるんじゃないだろうかと、私はそ

ブをしていく必要があると思います。

具体的には、専門的知識の普及や専門家の育成のために地方整備局を活用したいいろいろな催物でございますとか、國立交通大学におきます公共団体向けの研修等、このようなことも積極的に行つてまいりたいと思いますし、今回できる法律、先ほど御指摘がございましたように百七条、景観法、百七条の法律で大変大きいものでございます。

この制度について十分御理解いただくと、こととも可能としているということでございますし、この法が施行されることになりましたら、積極的にそのような説明会等にも取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○森本晃司君 伊勢の例等々を見ますと、地方自治体が取り組みました。もう一つ、この事業者とか住民もやはりこれは協力しないとなかなか町の美観というのも、あるいは道一つ出ているところ、店の出ているところをちょっと下げてもうにも、やはり無理なところがあるのではないかと思ひます。

○政府参考人(竹嶽誠君) 御指摘のとおり、国、地方公共団体のみならず、事業者、住民を含めた多様な主体の連携が必要でございまして、この景観法案においては、その立場に応じた役割を果たすということを期待しております。

そして、具体的にこの多様な主体の連携をどのように図っていくのかということでございますが、これはやはりこの法律に書いてございます景観計画、景観地区的都市計画、こういう具体的の計画作りという中で多様な主体の方々を通じた地域の合意というものを作つていく必要があると思います。

そして、この景観計画を定めるようなときには、公聴会の開催等、住民の意見を反映させるための必要な措置を講じると、このように定めてございます。

ますし、さらに条例で有識者の方とか第三者機関

の意見を聽くというような付加的な手続を行つてしまえばもう見ることはできないんですね。

東京の十六のうちの一つの日暮里の富士見坂、その前に、私は写真を見せてもらいましたけれども、もう既に危ないですね、左側にちょっとビルがこう見えている。で、右の方にビルがあつて、その上に貯水タンクが見えているという状況になつています。あそこ守ろうと一生懸命されています。

○森本晃司君 景観を保つていくということになりますと、日本の象徴的なものに富士山があります。かつて、この東京、江戸の町はいろんなところから富士山を見ることができたと言われております。フジヤマ、ゲイシャなどいう言葉がござります。けれども、日本の、外国の方々がお見えになつてやはり象徴的に見られているのもこの富士山ではないかと思うんです。

この東京、非常に起伏が多くて、そして富士山が見えると、かつて富士山、ですから、東京にはいろいろ富士見坂とかいう地名がたくさんございまます。富士見坂は今、東京都内に十六あると言われているんですけど、その中で一つだけ富士山の見える坂が、富士見坂があるというのは日暮里富士見坂と言われているわけであります。ここにいろんな方々がこの景観を保つために頑張つてくださつております。これはダイヤモンド富士というのが見えるそつでございます。夕日を背にして美しいシルエットを見せる富士山、ダイヤモンド富士と言われて、年二回、冬よく晴れた日にしか見ることができない風景、これを守ろうと一生懸命地域の人たちが頑張つてくださつております。

○政府参考人(竹嶽誠君) 御指摘ございましたが、富士見坂を始めとする眺望景観を保全するため、その眺望景観を遮るような建築物や工作物の高さを規制するとか、こういう手法については今回の景観法の中にも手法としては盛り込まれているところでございます。

諸外国でも、ロンドンでは例えばセントポール大聖堂を望む眺望景観の保全を図っておりますし、パリでは例えばシャンゼリゼ通りから凱旋門の眺望を確保するためのいわゆる眺望景観の規制が行われております。お話をございましたように、この眺望景観というのは非常に広域的なものでございまして、今回の景観法では景観行政団体が例えば市町村ごとに定められていくことになります。

しめでございますが、あの前にぱんとビルが建つてしまえばもう見ることはできないんですね。

その前に、私は写真を見せてもらいましたけれども、もう既に危ないですね、左側にちょっとビルがこう見えている。で、右の方にビルがあつて、その上に貯水タンクが見えているという状況になつています。あそこ守ろうと一生懸命されています。

ただ、その場合に、この日暮里の富士見坂といふのは荒川区にあります。その前の、その眺望景観をそのまま残そうと思えば、荒川区でいかに頑張つたところで、その向こうに、お隣に台東区や文京区の建物があるわけでございますが、それをやっぱり御協力いただいて規制しないことに、その富士見坂も、日暮里富士見坂の富士山も見えなくなつてしまつということになります。

そこで、その眺望景観を保存するため、隣接の地方公共団体との連携が必要となると考えます。が、景観法ではこのような連携を促進するための措置が講じられているのかどうか、この点についてお伺いいたします。

○政府参考人(竹嶽誠君) 御指摘ございましたが、富士見坂を始めとする眺望景観を保全するため、その眺望景観を遮るような建築物や工作物の高さを規制するとか、こういう手法については今回の景観法の中にも手法としては盛り込まれているところございます。

と、その隣接する広域的な協働というものが必要なとなつてしまります。そのために、今回の法律の中に景観協議会というようなものを設けまし

て、例えば今の眺望景観についていろいろ協議をしようということになりますと、関係する公共団体が集まってそういう規制の調整を行つて、このようにになります。

いずれにしましても、今御指摘ございましたように、やはりここを守ろうと、いうまず合意があつて、それからそれをどのように実現するかと、で、実現の手段については法律の中に様々用意をしてあります。したがいまして、外国とか国内の事例も参考にしながら、そういう合意形成をどのような形で実現するかというようなことを今後研究しながら進めていく必要があると考えております。

○森本晃司君 景観の保全の中には、その地域に歴史的建造物がある場合、それを保存することは極めて大事ではないかと思っております。随分そういうことが守られているところもありますし、以前こういうところがあったなというところを訪ねてみますと、かつての旅館のすばらしい建物が今は大型薬局に変わりまして、その上に看板がどんと立つていて、その状況に変わつていています。

ここで私はちょっと、その歴史的建造物を保存することと、神奈川県の大磯の例を挙げてみたいと思います。大磯というのは、もう御承知のように、吉田茂首相始め歴代のいろんな政財の人物が別荘を作られた地域であります。明治から昭和にかけて多くの著名人が別荘を設けました。代表的なものだけ挙げても、伊藤博文、大隈重信、山縣有朋、陸奥宗光、岩崎弥太郎、安田善次郎、島崎藤村、ずっと挙がつてきます。これらの別荘というのは、もう当時の最先端の洋風建築や純和風なものがあつて、敷地内の庭園やあるいは屋敷森あるいは林が残されており、その数はかつて百ほどあつたとも言われているところでありますけれども、い

ろんな相続や相続税の、相続の問題や企業の不振やあるいは開発の圧力で、現存するものは今二十六か所になっていると伺っています。

最近では、平成九年に鍋島直大氏の別荘が、平成十二年には久原房之助、これは日立鉱山の創業者の別荘が取り壊されて、いずれもマンションとなつていています。最近、三井守之助氏の別荘も取り壊してマンションが建設される予定となつていて、いうふうに聞いています。

こういう明治から昭和初期にかけての建造物といふのは、大磯だけではなく、全国各地に貴重な歴史的資産となつてあります。これをどのように保存するのか、この問題に対応するために、景観法では新たに景観重要建造物を法律上位置付け、税制上の支援措置を講ずることとしておりますが、その内容はいかがなものか、お伺いいたします。

○政府参考人(竹誠君) 例えば、京都市内だけを見ましても、年間一千軒以上の町家が滅失しているというような調査結果がございます。また、倉敷市におきましても、実例として、相続税が大変なために、本当は住みたいんだけどもというお気持ちがあつたんですけれども、結局は市に五億七千万で売却したというような事例もござります。

このような非常に歴史、文化の薫りのあふれた建物をきちっと維持保全していくことが良好な景観、良好な美しいまちづくりに大いに役立つわけでございますが、今御指摘のように、税金、相続税の問題で持てないということが多いということで、現在、この景観重要建造物につきましては相続税の評価上の減税をしてくれというような関係省庁と調整をしているところでござります。

重要な文化財の指定を受けますと、所有者が居住している場合、相続税の評価、六〇%減額の措置が講ぜられております。ただ、重要な文化財の場合には中もいじつてはいけないということのございますが、景観重要建造物については外が、外観が

守られればいい、内部の改変は可能だというようことで、その使い方について差があるわけですが、いまして、そういうようなことも念頭に置きながら、建物、敷地について、その利用上の制限の程度に応じた適正な評価を行うと、そういうようなことを今関係省庁と協議しているところでございます。

○森本晃司君 歴史的建造物についての取組、是非、今おしあつやつていただきたいことを評価させていただきますが、しっかりと取組、また進めていくべきだと思っております。

しかし、それだけでは十分ではないかと思うんですが、今まで話がありましたが、相続税の減税と併せて、歴史的建造物を市町村が買い取り、又は土地を借地して都市公園として整備し住民に開放することも選択肢の一つとして検討すべきものではないかと思っております。

私の奈良県の大和郡市に大和民俗公園があります。そこに重要文化財を含めまして十一の民家が移築の上で復元されております。

仮に、土地を都市公園として買い取ることができれば、所得税、法人税の五千万円控除の適用もあるなど税制上のメリットもあります。しかしながら、ここで都市公園法上の規制が問題となつてくるわけでありまして、現在、都市公園法及び施行令では、都市公園に立地する歴史的建造物の建ぺい率については一律一二%以内とするとの規制が掛かっているわけであります。

建築物を公園の中にたくさん建てて、敷地の中に、いろんな建築物の中に公園があるのかという具合に思われる、余り緩めるとそうなってしまうんじゃないかな、公園の中にきちんと建物が建つてあるという感じにならないんじゃないかなと、そういう話も私は分からぬわけではありません。

しかし、公園なんか敷地なんか分からぬといふことと同時に、一二%以内の建ぺい率制限掛けられた場合に、この制限を超える建物、この建物、歴史的建造物を都市公園制度の中で保存しようと思えば、歴史的建造物をいったん解体して外

へ持つていかなければならぬということが、大規模な公園に移さなければならないということになつてくるわけであります。

是非この点、その地域のシンボルとして、シンボルとなるような歴史的建造物というのは、長年の歳月とともにしてきた地域の中で保存してこそその意味が見いだされるものであります。そこで、少なくとも都市公園法施行令の歴史的建造物に関する建ぺい率制限、緩和すべきと考えますが、大臣の考え方をお伺いいたします。

○國務大臣(石原伸晃君) ただいま委員が、前段は大磯の別荘のお話をされ、またお地元の奈良県の民家の歴史的な建物の保存のお話をされました。

そんな中で、その歴史的建造物というものを周辺の屋敷林とかあるいは庭園と併せて保全するといふことは非常に私も効果的な方法ではないかと考えております。

そんな中で、委員の御指摘は、その建ぺい率一・二%、ですか、多くのものが建たないといふ、そういう話であると思うんですが、その歴史的建造物の保全に都市公園制度を活用しやすくするよう、やはり建ぺい率制限、今は一二%になつておりますけれども、これを大幅に緩和することを検討しておりますし、これから成案を得るべく努力をさせていただきたいと考えております。

○森本晃司君 次に、都市緑地保全法についてお尋ねをしたいと思っております。

緑の基本計画でございますが、都市住民にとって真に住みやすいまちづくりを進める上で、環境、景観、防災、レクリエーションなど多彩な機能を有する都市の緑の保全と創出が必要であるということは言うまでもありません。

この基本計画、ちょうど平成六年の都市緑地保全法の改正によって新たに創設された制度であります。当時、私は建設大臣をさせていただいたおりまして、その法改正のときの審議の中、身近な緑を作っていくことについて、緑の基本計画制度の創設を契機として関係行政機関の連携や住民

の方々の参画を進めていきたいと、こういう趣旨の答弁を当時させていただいたことを覚えております。

その後十年ほどの間に緑の基本計画が都市の緑の施策を推進する重要な手段として定着してきたこと、これはもう私は大変喜ばしく思っているところでございます。計画策定済みの市町村というものは平成十五年三月末で五百五十三市町村となつております。その件数を見ると、東京、愛知、大阪府など、人口の多い都市においてその策定が進んでおりますが、それ以外の県では少い傾向となっております。その件数を見ると、これまでの緑の基本計画の策定状況をどのように評価して、またそれを踏まえて今後どのように緑の基本計画の策定を推進していくのか、お尋ねいたします。

○政府参考人(竹誠君) 森本先生が建設大臣時代、この都市緑地保全法改正というのが平成六年に行われまして、それから十年もたちました。

今回の法律でも、この緑の基本計画が今後の総合政策の基本だということで、都市公園、緑化地域、緑地保全地域等々、全体を支える大きな役割を果たしてきてるわけでございます。

今、策定状況について一部御紹介がございました。これを人口別に見ますと、百万人以上の都市では一〇〇%、五十万人以上の都市では九〇%、五万人以上の都市だと八〇%ということです。これが策定中及び策定済みの都市が二三%と低い状況でございます。ただ、人口が少ないから熱心でないのかと申しますと、そういうこともございません。例えば人口約三万五千の奈良県の御所市では金剛・葛城山などの景観を生かして古墳群などの史跡文化財、自然景観などを評価して、それを散策路でつないだ水と緑と歴史のネットワーク作りを市民参加ということで進めております。

る緑の基本計画の策定というものを推進してまいりたいと考えます。また、緑の基本計画を策定することそのものに加えて、計画に位置付けられた地域づくりを市民など多様な主体の協力の下で実現していくということは何より意義が大きいと認識しております。そのため、そのような観点からも引き続き推進してまいりたいと、このように考えておるわけでございます。

○森本晃司君 同時に、緑のネットワークでは、田舎の田園風景あるいは棚田風景、こういったことをやはりこれからも保全していくことが必要だと。先ほど来も議論ございましたので、前置きは省かしていただきますが、その点について農水省、それから都市整備局長の考え方をお伺いします。

○政府参考人(中條康朗君) お答えいたします。棚田などの農村の美しい景観につきましては、健全な農林漁業が営まれていまして初めて形成、維持、保全できるものというふうに考えておりまして、農水省としましては、これまで中山間地域におきます直接支払制度などの制度を導入しまして、その振興に努めておるところでございます。

この景観法案におきましては、今朝ほども御説明しましたけれども、農村の景観の維持保全を図るために、一つは景観と調和の取れた農地の利用への誘導を図ることで、市町村が景観農業振興地域整備計画を策定していくことにしておりますし、また景観を保全する上で耕作放棄地等が出でてこれは元も子もないわけでありますから、こういう耕作放棄地の発生を抑制するために景観整備機構が農地の利用権を取得できるような措置も考へているところでございます。

このほか、林業につきましても、景観に配慮しました林業施設を促進するような措置も講じているところでございます。

特に、森本委員御指摘の農村に特徴的な景観を有します棚田につきましては、その形状や石積み、石垣積みを保全するための地域の取組を景観農業振興地域整備計画に位置付けることによりまし

て、棚田の特色ある景観の形成の促進に資するものというふうに考えております。あわせまして、事業面におきましても、棚田保全に資します支援措置としまして、立地条件に配慮しました簡易な農地整備あるいは農業生産基盤の不利を補正するための、先ほども御紹介しました中山間地域等直接支払の制度を実施しているところでございます。

いずれにしましても、今後、関係省庁とも連携しながら美しい農山漁村づくりのための取組を進めまいりたいと、このように考えております。

○政府参考人(竹歳誠君) ただいま農水省の方から御答弁申し上げましたことに加えて、農地を含めた緑の保全のための様々なプロジェクトということを政府全体として取り組んでおります。

一例として申し上げますと、特に緑の少ない大都市につきましては、平成十三年に都市再生本部で都市再生プロジェクトの第三次決定ということを政府全体として取り組んでおります。

この景観法案におきましては、まず安全を第一にして考えなければならぬ。そういう意味で、私は二十三メートル、この議員会館のような高さのものをあるわけでございます。当然、空港でございますから、これはまず安全を第一にして考えなければならぬ。そういう意味で、私は二十三メートルに建てる必要があるのかと、もつと工夫することができるんではないだろかということを申し上げ、石原大臣もそういった無駄を、石原大臣もそのときおっしゃったことは、様々な取組でコストを下げていく努力をすることを肝に銘じると、このように御答弁いただきました。

その後、検討していただいたようですが、新聞紙上で見ると、納得のできない答えが今、新聞紙上踊っています。局長、答えてください。どういふ検討をして、どう節約をしようとしたのか。

○政府参考人(石川裕君) 前回、先生からの御質問がございました。そういう中で、現在の検討状況を御説明させていただきますと、平成十三年の十二月にこの新滑走路の計画を策定した当時、B滑走路冲を航行できる船舶の高さというのは進入表面の制約から五十四・八メートル以下とされておりました。したがいまして、新設のD滑走路につきましても、高さ五十四・八メートルの船

舶が同様に航行できるように航路を、航路自体を約十度曲げた上に、滑走路の高さを二十三メートルと計画をしたわけでございますが、実はその当月二十五日の道路の問題でいろいろと無駄を省こうという話の中で、私は羽田空港の問題を取り上げさせていただきました。これは、やはり今このこういった時の流れで無駄な公共工事は省いていいこういうことに国を挙げて今取り組んでいかなければならぬときでございます。国民の皆さんもこの問題に關しては非常に強い関心を持つていただけるでございます。

私は、今日は景観法でございますが、羽田の問題を取り上げるのも私は景観法と関係ないと思ってはいないんです。なぜかというと、そこに二十三メートルの高さのものを果たして建てることが景観としていいのかどうかという問題もあるわけでございます。当然、空港でございますから、これはまず安全を第一にして考えなければならぬ。そういう意味で、私は二十三メートル、この議員会館のような高さのものをあるわけでございます。当然、空港でございますから、これはまず安全を第一にして考えなければならぬ。そういう意味で、私は二十三メートルに建てる必要があるのかと、もつと工夫することができるんではないだろかということを申し上げ、石原大臣もそういった無駄を、石原大臣もそのときおっしゃったことは、様々な取組でコストを下げていく努力をすることを肝に銘じると、このように御答弁いただきました。

その後、検討していただいたようですが、新聞紙上で見ると、納得のできない答えが今、新聞紙上踊っています。局長、答えてください。どういふ検討をして、どう節約をしようとしたのか。

○政府参考人(石川裕君) 前回、先生からの御質問がございました。そういう中で、現在の検討状況を御説明させていただきますと、平成十三年の十二月にこの新滑走路の計画を策定した当時、B滑走路冲を航行できる船舶の高さというのは進入表面の制約から五十四・八メートル以下とされておりました。したがいまして、新設のD滑走路につきましても、高さ五十四・八メートルの船

舶が同様に航行できるように航路を、航路自体を約十度曲げた上に、滑走路の高さを二十三メートルと計画をしたわけでございますが、実はその当月二十五日の道路の問題でいろいろと無駄を省こうという話の中で、私は羽田空港の問題を取り上げさせていただきました。これは、やはり今このこういった時の流れで無駄な公共工事は省いていいこういうことに国を挙げて今取り組んでいかなければならぬときでございます。国民の皆さんもこの問題に關しては非常に強い関心を持つていただけるでございます。

○森本晃司君 私の持ち時間があと十二分となつてしまひました。ほかにこの問題について通告をさせていただいておりますが、時間の都合上、質問をできないこと、今日お見えいただいている関係者の皆さんに御承知おきいただきたいと思つております。

○政府参考人(石川裕己君) 現在様々な数字を検討してございますが、一つの考え方として三メートル下げるということも検討しております。

○森本晃司君 いかほどの節約になりますか。

つままして一部斜めのところもございますけれども、約三メートル下げた場合には約百億円程度の節約になると考えております。

○森本晃司君 私はあの当時、三月の時点でいろいろ議論をしたときに、場合によっては、すべてその八メートルまで持つていけとは言いませんけれども、一千億ぐらいは下がるんじゃないかなというぐらいのものも検討してもらいたいんじゃないかないうぐらいの話をした。わずか三メートル、しかも百億程度と、国民の皆さんに、果たしてこれで航空局が後世の皆さんにきちんとやつたということが言えるんですか。

私は、今も局長の答弁の中におかしいものがある、マストの高さは、あのときの議論で二十三メートルというのは、マストが五十四・八メートルで計算して二十三メートル、それで議論をしたんです。今、局長の話になると、大型船が通るから、恐らくそれは今六十メートルくらいにマストの高さはするんだという話。三月二十五日の話のときにその六十メートルのマストの話は一つも出なかつた。五十四・八メートルを基準に二十三メートルになつたんです。節約せよと言つたら途端に今度は、それを三メートル下げますが、マストの高さは上がつてゐるんです。何でわざか一ヶ月の間でマストの高さが上がるんですか。

五十四・八メートルというのを、その海運関係者と話を決めてこの高さでいこうと決めたときはいつだつたんですか。

○政府参考人(石川裕己君) 先ほど申し上げましたように、平成十三年に計画の原案を作つた際からも、当時からも海事関係者からは、将来の船舶の大型化に備えて再拡張時においては現在の船よりも高い入港船舶ということを考えてほしいという要望はあつたところでございます。したがい

まして、急に出てきたわけではありません。從来からそういう要望があつたことは事実でござります。

○森本晃司君 高さを上げてもらいたいと言います。

がら、そういう話があつたと言うけれども、じゃ二十三メートルという基準はどこで作つたんですか。

五十四・八メートルだから二十三メートルと

いう高さになつたんじゃないですか。

それが余りにもでかいから下げると言つた。

そして、新しい基準を用います。それを検討したことは僕はすばらしいことだと思う、よく頑張つてくれたと思う。しかし、どうも私はごまかしがあるよう思えてならない。なぜかと。そうする

んだったら、そのまま五十四・八メートルのもの

ですべての計算をやつたらどうなんですか。わずか一ヶ月ほどの間に急に、下げると言つたら今度はこつちが上げると。上げりや少ししか下がらない

のは当たり前の話じゃないですか。

これは、何が急に六十メートルに、余り下げた

くないから六十メートルと言つた。それは船舶の関係者は昔からそんなことおつしやつてたかと思

う。だけれども、僕が聞いた話は、きちんと五十

四・八メートル、今その人は船舶関係者におられ

ないけれども、いろいろと話し合つてそう決まつたと言つてゐるんですよ。

六十・何ばというのは、前から高さが、それか

らコンテナが入るから、いろいろ言つてゐる。コ

ンテナ、大型のコンテナが入ると言つても、関係

者に聞くとマストの高さはそんなに上がるもの

じゃないと言ふんですよ。船の幅は広がるけれども、マストの高さはそんなに上がるものじゃない

と言つてゐるんですよ。

それに、しかもまだ六十メートル通るか通らぬ

か、そんなのまだ通つたことないんでしよう。

仮に、これから一体一年間で何そ、その六十メー

ターの船が通るんですか。その通るとききちんと規制掛けねば、一年のうちにそうあるわけやない

でしよう。それ、きちんと規制を掛けることもできることはあります。そうしたら、そんな年に何回かし

か通らない船を勝手に、まだ通つたことのない船を想定して、そして、それでしかも下げる高さをわずか三メートルしか下げない、そんな無駄遣いやつてえんですか。

これは大臣、ちょっとお伺いいたします、その点について。

○国務大臣(石原伸晃君) 御指摘の滑走路の高さについては政府参考人から御答弁させましたけれども、新たな基準表面の考え方というものを導入すれば下げられるということが明らかになりまし

たし、今、三メートル下げたときの試算で百億という話が出てきました。

森本委員がおつしやつている六十・七メートルと五十四・八メートルの間に六メートル差がある

わけですから、船舶が、コンテナ船の高さが現行どおり五十四・八メートルで横に広がるんであれ

ば、それだけでも今の三メートルの倍の六メートル、合わせて十メートル削減、削減というのは高さを削減することができるわけでございますので、しっかりと船舶関係者とも話をさせまして、

さらなる削減を目指して検討させるよう指示をさせていただきたいと思っております。

○森本晃司君 大臣、ありがとうございます。是非、そういう方向に進めていくいただきたい。

私は、最後に国会で皆さんにお願いをするわけ

でございますけれども、大事な国民の税金を我々は使わせていただきます。それだけに、我々が無駄を省くということ、これはお互いが、行政とも、また我々政治家も一致していかなければならぬ。道路のときも全くそういう思いで新しい道路民営化が進んでいくわけでありますから、是非そのようにしていただきたい。大臣のお言葉を承りまして大変心強く思つております。

なお、この問題について、考え方については、私はこれから話す機会がなくとも、我が党内にムダ遣い一掃対策本部というのを設置しておりますし、同時にまた行政効率化関係省庁連絡会議が政

い、我が党の一掃対策本部のメンバーに、この問題についてはどこまでもやろうということを相伝しておきたいと思つておる次第でございます。以上です。ありがとうございました。

○委員長(奥石東君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、田村公平君が委員を辞任され、その補欠として愛知治郎君が選任されました。

○富樫練三君 日本共産党的富樫練三でございます。

資料を配付をお願いいたします。

○富樫練三君 今日は私、法律案が三本出でおりますので、それぞろ伺いたいと思います。

最初、都市緑地保全法一部改正に関連しまして、一、二伺いたいと思います。

○富樫練三君 今日は私、法律案が三本出でおりますので、それぞろ伺いたいと思います。

最初、都市緑地保全法一部改正に關連しまして、

一、二伺いたいと思います。

ところで、これが畑であります。その右上方が雑木林になつてあります。幅が約四十間、七十二メートル、奥行きが三百七十五間、これが左右にずつと連携しているところが下の写真になります。これは写真のコピーで分かりにくいけれど、左右に黒くなっている部分が、これがいわゆる雑木林の部分ということになります。この雑木林の黒い部分がむしばまれているわけだけれども、ここが雑木林が切り倒されて売られたところ、そういうところであります。畑はかなり昔のままで残つているところもたくさんございます。

(

この平地林と農地と屋敷地が一体となつた、この景観というのは大変貴重なものというふうに評価されています。埼玉県も地元もこれを保存しようということで一生懸命、今、頑張つているわけですから、これをしっかりと保存していくことが都市緑地保全法の趣旨からいつても大変大事なことではないかというふうに感じるわけですけれども、政府の認識はいかがでしょうか。

○政府参考人(竹誠君)

今お配りいただきましたが、都市における周辺の里山、畠地、農業地域と都市が一体としていい環境を作つていくことから、こういう緑については貴重な空間として保存していくことも必要だと考えております。

○富権三君

これは、政府は今年の三月に首都圏の都市環境インフラのグランドデザインというものを作りましたけれども、その中で、この地域は首都圏の保存すべき自然環境の一つというふうに選ばれているわけです。

そういう中で、埼玉県としては、みどりの三富地域づくり懇話会というものを立ち上げました。そして、緑の、これの保存のための提言も出しています。県の農林部やJAなどが一緒になりました、農業振興協議会というのも発足をさせていました。また、文化財保護条例によつて、近隣の十一地区、二百十ヘクタールがふるさと埼玉の緑を守

る

地域として指定されています。

こういうふうに大変な努力が行われているにもかかわらず、実は、このいわゆる雑木林が次から次と切り倒されていく、削減されるという現象に

歯止めが掛かっておりません。今から四十年前、一九六一年には千二百六十二ヘクタールあつたものが、この間の平成九年、九七年には七百十一ヘクタール、約半分ぐらいまで減つてゐるわけあります。関越自動車道で練馬のインターチェンジからわずか十分程度

十分、所沢インター

といいます。

この平地林と農地と屋敷地とがあるのは工場の進出、こういうふうになつてゐるわけであります。

どうしてそういうことになつてしまふのか。平成十三年の調査によりますと、相続税の負担が大きいから売らざるを得ないというのが七七・七%、

約八割に達しているわけであります。所有者が亡くなつたとき、まず平地林から売り払つて、ばつさりとその部分の雑木林が切られしていくのが現状であります。この三富新田地域のように循環型農業の場合に、平地林と農地は完全に一体化してゐるわけであります。平地林あつての農業生産であり、したがつて農業を守るためににはこの農地に適用されております相続税の納税猶予制度、これを平地林にも是非適用していただきたい、こういう要望が大変強く出されているわけであります。

○政府参考人(竹誠君)

今お答え申し上げます。

この点について、どうお考えでしようか。

○政府参考人(石井道遠君)

税のことに関しましてお答え申し上げます。

改めて申すわけでもないことでござりますけれども、相続税と申しますものはもう財産課税でござります。取得しました財産の価値そのものに対して必要であります。もつと研究をしてい

ます。

○富権三君

団体等とも協力しながら、効果的に緑地保全が図られますよう私どもとしても前向きに進めてまいりたいと考えております。

（富松三春）この問題は最後でありますけれども、大臣に考え方をちょっと伺つておきたいと思ひます。

私が今日申し上げましたのは、この「森林地帯」を保存していく、保全をしていくためには、一つは、やはり土地を守っていく上で相続税の納税猶予制度、この活用と、もう一つは、自治体が

買い取るときの補助率を三分の一から五五%に引き上げるための対策、両方ともやればできることがあります。しかし、これは国の方がそういうふうな考え方方に立たない限り実現はなかなか難しい、こういう制度でもあります。

この点について、積極的に大臣の方で取り組んでいただきたいと思うわけですけれども、大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣(石原伸晃君) 富樺委員の御質問は二点に集約されるると思うんですけども、一点目は、當農農家ということで農地と同等の扱いをしろと。

これに対しても、政府参考人の答弁にあります  
たが、税の世界でいうと、それを、平地林を農地  
と同じよう扱うということは、平地林もそれを  
そのまま保全するということが掛かってくるわけ  
であります。それをすべての所有者の方々がそそう  
いう形としてお認めになるかというと、実はそう  
でもないから現実に平地林の部分が賣買されてい  
る、こことのところを整理する必要があるんだ  
と思います。そこが整理されて、もう平地林も農  
地と同じで、だれもがこれは個人の財産であるけ  
れども制限を受けても構わないというコンセンサンス  
ができると、委員の言われるようなことも検討  
の課題に私は入ってくるんだというのが第一点。  
二点目は、政府参考人も、これも国土計画局長  
の方から御答弁をさせていただきましたけれども、  
も、効果的に緑地保全が図られるように検討を進  
めると答弁をさせていただきましたし、私どもも、

都市再生プロジェクトの一環として、ここだけ

都市再生プロジェクトの一環として、ここだけじゃなく船橋とか、千葉県の、いろんなところの地域も、あそこは台地ですけれども、都心からすぐ近くの保全すべき緑地としてどうしていこうかということを地元の方々と考えている。そういう一環の中で、政府参考人から御答弁させていたゞく、こうして、地元の方たちに協力して保全を

大したよしに 地方公共団体とも協力して併せて  
努めてまいりたいと考へております。  
○富樫練三君 二つ目の問題について伺いたいと  
思ひます。

それは、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案についてであります。特に直接関係するものは屋外広告物関係についてであります。

体において屋外広告物条例が制定されておりま  
す。私どもは、地域の美観を損なう営利目的の無  
秩序な広告物を取り締まることは当然だというふ  
うに考えております。

そもそも、屋外広告物法の一九七三年の改正時に、屋外広告物規制と国民の基本的な人権、表現の自由、思想、信条の自由、これとの関係で大きな議論になった経緯がござります。その結果、こ

の法律には、国民の基本的人権を不当に侵害しないよう留意すべき、こういう修正が加えられたものであります。

ところが、実際にはどうかといいますと、例え  
ば、昨年、兵庫県で平和行進を知らせるポスター  
を張つていたら逮捕されてしまつたとか、あるいは

は、一昨年は茨城県で有事法制反対のポスターを張つたら屋外広告物法違反だと、条例違反だとして警察の妨害を受けたとか、こういう問題が後を

絶ちません。  
これらはいずれも不起訴になつてゐるわけであ  
りますから、逮捕したり妨害をした方が正しくな  
り

かつたということはその後証明はされているわけではありませんけれども、しかし、こういう不当な人権侵害あるいは思想、信条の自由の妨害、これが行われています。こういうことの口実に屋外広告条例が使われているわけであります。

この法律の本来の趣旨に反して人権侵害が行わ

されている実態、この法律に責任を負う国土交通省、どう把握されていますか。

というお話をありましたけれども、実態はそうではないということを厳しく指摘をさせていただきたいと思います。

○政府参考人(竹誠謙君) 今御指摘のありました  
ように、前回、昭和四十八年に法律を改正したと  
きに、衆議院の修正で屋外広告物法第十五条とい  
うものが追加されました。これは、今おっしゃいま  
すが、

したような表現の自由とこの屋外広告物の規制ということについて、政治活動の自由の問題等々踏まえてこの改正が行われたわけでござります。

この改正を受けまして、各自治体の条例におきましては、例えば公職選挙法のために使用するボスター等については禁止地域でございますとか許可地域、ここに定められておりますけれども、そ

の適用除外を置くこと、それから公職選挙法の適用のない一般的な政治活動につきましても、當利活動と非常利活動を區別して様々な適用除外などの措置が講じられているわけでございま

す。  
屋外広告物の違反状況は千六百万件ということ  
で膨大な数がございますが、このほか、警察庁に  
報告のあつた平成十五年中の屋外広告物条例違反

治的なものはどれぐらいかというようなお尋ねで  
による事件というものは六百七十七件ございま  
す。このうち、今、委員のお尋ねは、そういう政

ござりますけれども、これについては司法手続の中で処理されておりますので、私どもとしては把握をしておりません。

ただ、今、委員から御指摘もございました、また衆議院の審議の中でも穀田議員からも今の兵庫又は大阪の事例についての御指摘がございました

が、一般的に申しますと、この政治活動のための広告物についてはこのような措置を講じておりますので、公共団体の屋外広告物担当部局から、現

行制度につきまして政治活動の自由の阻害について苦情がでているというようなことは聞いてないわけですが、どうぞお聞かせください。

おられますけれども、そういう点についてもう一回確認し、  
事前に明示するということを大事だと考えております。  
○富樫練三君 問題点ははつきりしておりますの  
で、今度、新法でいいますと第二十九条が国民  
の基本的人権を守ると、こういうことになるわけ  
ですが、この点について正に厳密に守っていくと  
いうことを主張して、次の問題に移りたいと思いま  
す。  
次は三つ目の問題、景観法についてであります。  
景観法については何点か伺いたい点がありますけ  
れども、時間まで伺つていただきたいと思います。  
一つは、景観計画とか景観地区を決定する場合  
の住民参加の問題であります。  
今回の景観法というのは、景観保全に法的な根  
拠を与えるという点では私どもは一步前進である  
というふうに評価をしております。何が良好な景  
観なのかとかいうことについて、都市局長は衆議院

います。説明会というのはもう少いインフォーマルでございまして、景観行政団体が住民に説明し、意見交換を行う、このようなことが一つあります。また、このほかにも、地域のあるべき景観の方向性についてアンケートを行いますとか、まちづくりの協議会によるワークショップ、そういうような様々な場を通じまして、地域の実情に応じてこのような住民の意見を反映することが必要ではないかと思います。

既に、ワークショップの例といたしましては、例えば長野県の飯山市愛宕町雁木通りでは、このワークショップ等を通して、雁木通りの復活、雁

うのものいろんな方がいらっしゃると思うんですけれども、住民の方々にこの景観協議会に入っています。ただくというのが今後の良好な景観のまちづくりという意味で必要であると考えております。  
○富樫練三君 是非そういう方向で進めるべきだというふうに思います。

というのが今回の景観法の目的でござります。  
したがいまして、景観法によりまして規制力が  
与えられるわけでございます。今までの自主的な  
景観条例の精神や枠組みの良さを生かしながら法  
的な力を活用していくだく、また建築基準法の規  
制緩和、それから税率上の措置、こういうことが  
国が法律を作ることによって可能になるというこ  
とで、全面的にバックアップする構えであります。  
○富樫練三君 現時点では、政令、省令、基準、  
こういうものが示されておりませんからはつきり  
しない点もあるわけですけれども、おそれの問題  
として、例えば金沢市の場合に条例で景観、用水、

うのものいろいろな方がいらっしゃると思うんですけれども、住民の方々にこの景観協議会に入っています。ただくというのが今後の良好な景観のまちづくりという意味で必要であると考えております。

○富樫練三君 是非そういう方向で進めるべきだというふうに思います。

この景観法関連の二つ目の問題ですけれども、地方自治体の方がこの問題ではずっと先行しております。先ほどもそういう御意見がございましたが、実態がそうあります。先行している自治体が条例を作っているわけですから、これと後発といいますか、これから進める法律による景観の保全、これとの関連について伺います。

今度の景観法について、自治体関係者から様々な意見が出されています。一つは、現在行つておられます自治体の景観行政の足を引っ張ることがないようにしてほしい、こういう率直な意見であります。例えば、衆議院の参考人質疑の中で、金沢市の市長さんが、市町村の自主性が最大限に尊重される、柔軟な運用が可能になる政令や運用指針にしてもらいたい、こう言つております。金沢市は、もう御承知だと思いますけれども、たくさんの条例を定めて、幅広い景観行政、とりわけ総合的な風景計画というのを持つています。それだけにこゝうした意見を尊重することが大事だというふうに思います。

関係者の中では、景観法が上限となつて、それ以上の対応が取れなくなるのではないかという不安も出ています。過去に都市計画や建築基準の制度において大きな議論になつたこともこれはござります。法の運用に当たつて、市町村の自主性を十分尊重して、多くの自治体で努力が重ねられてきたこの景観行政、足を引っ張ることはないとしようね。この点は大丈夫ですか。

○政府参考人(竹歳誠君) 今回の景観法の立案に当たりましては、まず地方の公共団体でどんな取組をされているか、どういう点を困つておられるかというところをお聞きすることから始めました。足を引っ張るのではなく、バックアップする

というのが今回の景観法の目的でございます。  
したがいまして、景観法によりまして規制力が  
与えられるわけでございます。今までの自主的な  
景観条例の精神や枠組みの良さを生かしながら法  
的な力を活用していくだく、また建築基準法の規  
制緩和、それから税率上の措置、こういうことが  
国が法律を作ることによって可能になるというこ  
とで、全面的にバックアップする構えであります。  
○富樫練三君 現時点では、政令、省令、基準、  
こういうものが示されておりませんからはつきり  
しない点もあるわけですからども、おそれの問題  
として、例えば金沢市の場合に条例で景観、用水、  
水ですね、それから斜面緑地、こまちなみなど、  
多くの範囲で規制を掛けています。ほかの自治体  
でも個々の条件、状況に応じた様々な施策、規制  
を行っています。例えば、金沢市の場合は眺望の  
シミュレーションに基づいて規制をしている条  
例、建築基準法上はクリアできるんだけれども、  
条例で規制して、絶対的な強制力はないんだけれ  
ども、建築主に協力を求めている、こういうこと  
がございます。

真なので拡大しまして、一枚目のコピーを作り直しました。この写真を比べていただきたいわけですが、それとも、現在の景観は左上のところです。そして、右下のところのそれは建築物が建築された後のシミュレーション写真で、この道路の正面奥の方に大きなビルが二つできる。これがシミュレーションであります。これを前のところの手続からいきますと、上から二つ目のところに、シミュレーションを作つてこれを提出する、ここから協議が始まると、こういう格好になっているわけであります。

大変分かりやすいこれは資料だというふうに私も金沢市のを見て関心をしましたけれども、こうやって景観法ができると、景観法そのものでは眺望についての規定がないために、建築主が法を盾に取つて、逆に、金沢市がやっているのは行き過ぎではないのか、こういうことがやられて、こういう市のやつていてることに協力をしない、法律を守ればいいのではないか、こういうふうになるそれが心配をされていると、こういうことなわけではありません。したがつて、こういうことを背景にして、金沢市の担当者あるいは国会での金沢市長の意見陳述は、余り細かい基準で縛られてしまうと逆効果になるということも同時に言つているわけであります。

したがつて、景観法の中で、自治体の対策とか要請を尊重すると、こういうことをきちんと決めておくべきではないかということを考えます。これから政令、省令、基準などが示されると思いまされども、その中で、しっかりと地方自治体の対策、これを尊重するということを位置付けるべきではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(竹誠君) 今具体的な例として金沢の例がお話ししされたわけでございますが、金沢、京都など非常に景観に熱心に取り組んでおられる経験、知見というのは他の公共団体にとつても大変役に立つと思います。

そこで、この金沢の場合には、例えばこのよう

に守るべきものがはつきりしているというだけれども、現在の景観は左上のところです。そして、右下のところのそれは建築物が建築された後のシミュレーションの形で従つてくれない方の大さなビルが二つできる。これがシミュレーションであります。これを前のところの手続からいきますと、上から二つ目のところに、シミュレーションを作つてこれを提出する、ここから協議が始まると、こういう格好になつているわけであります。

大変分かりやすいこれは資料だというふうに私も金沢市のを見て関心をしましたけれども、こうやって景観法ができると、景観法そのものでは眺望についての規定がないために、建築主が法を盾に取つて、逆に、金沢市がやっているのは行き過ぎではないのか、こういうことがやられて、こういう市のやつていてることに協力をしない、法律を守ればいいのではないか、こういうふうになるそれが心配をされていると、こういうことなわけではありません。したがつて、こういうことを背景にして、金沢市の担当者あるいは国会での金沢市長の意見陳述は、余り細かい基準で縛られてしまふと逆効果になるということも同時に言つているわけであります。

したがつて、景観法の中で、自治体の対策とか要請を尊重すると、こういうことをきちんと決めておくべきではないかということを考えます。これから政令、省令、基準などが示されると思いまされども、その中で、しっかりと地方自治体の対策、これを尊重するということを位置付けるべきではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(竹誠君) このシミュレーションにございまますように、この突き当たりの眺望を、ここにこういう高いものが建たないような都市計画を作ると、今まででもできたわけすけれども、やはり景観法というようなこういう基本法がないと、やはり自治体は都市計画のこの道具を使いにくかったという現実がございます。

この景観法というのは、基本理念、基本的な責務を定めると同時に、具体的な対策を定めている

しゃつてているのは都市計画法を十分活用していただけれども、ということと違いますか。

○政府参考人(竹誠君) 景観地区、景観法と都市計画法、これについて一番の大きな違いは、デザインとか意匠、形態意匠についても景観法ではできるようになりました。その他の建築物の高さ、敷地面積等々、壁面のセットバックとか、そういうものは今の都市計画法でもできるわけでございます。

共団体からの声だつたわけでございます。

したがつて、今回の法律でそういう地方自治体の取組をバックアップする規制力を与えるということござりますから、これを存分に使つていただけると、今回の法律がいろいろな地方の今までの独自の取組を阻害するというようなことは考えられないわけでございまして、もちろん今後いろいろな省政府等々で検討してまいるわけでござりますけれども、基本的には公共団体が道具を自由に使つていただける、その道具を提供するというものが今回の法案の役割だと、このように考えているわけでございます。

○富権練三君 ということは、金沢市ではこういうシミュレーションをやつてあるわけすけれども、仮に、例えば建築基準法上はこういう規定はないじゃないか、都市計画法上もこういう規定はないではないかといった場合に、今度の景観法ではこういう規制を加えることができる理解してよろしいですか。

○政府参考人(竹誠君) この金沢の例につきまして、多分ここにお示しになつてるので、このシミュレーションの結果、この事業者は金沢の指導に従つたからここに載せておられるんだと思いますけれども、問題は、そういうう法的根拠がない条例、要綱、指導の場合には、これが民間事業者がそれを突つ切る場合があるわけです。

この場合にはうまくいつたかもしれませんけれども、事業者が法律上認められるんだからと指導に従わないという例が多々あるということで、公共団体の中からはこのような景観法、哲学と手段をはつきり提供してほしいと、このようになったわけでございます。

○政府参考人(竹誠君) 聞いていることに全然あなたが答えていますが、金沢市が目指しているものは当然実現できないね。

私が言つてるのは、高さを景観法で、景観法で高さを規制することはできますか。できるか、できないかを言つてください。

○富権練三君 景観法を十分活用していただければと言いますが、それは、あなたがおつ

○政府参考人(竹誠君) 計画に定めればできます。

○富権練三君 それは都市計画法による景観区域じゃありませんか。例えば、景観計画の区域、これは景観法でできますね、景観計画の区域。ここでは建築物のデザインや色を制限することはできます。届出制度もあります。しかし、勧告に従わなかつたからといって、例えば建築確認をストップすることはできますか。

○政府参考人(竹誠君) できません。

○富権練三君 だから言つてますよ。ところが、これは景観法ではできないんです。ところが、都市計画法に基づく景観地区を指定した場合、この場合にはこれは可能なんですね。だから、私が言つてるのは景観法ですべてできることではないんだと。都市計画法をきちんと活用することによってこういうシミュレーションを、出てきた場合に、これを規制するはどこが規制するかといたします。条例だけでは規制できない。できませんよ、これは。したがつて、都市計画法に基づいて規制しなくちや駄目なんだ。あなたの話を聞いてみると、景観法で何でもできるような話を聞くけれども、それは違いますよ。ここははつきりしておいてください。

○政府参考人(竹誠君) 景観法で二種類の規制を考えたわけです。景観地区というような厳しい規制ができるところ、しかしながら、みんながそれをいいと言わないかもしれない、ただ周りは緩い形だけれども景観を作つていくこと、こういう二種類の道具を作つたわけです。

ですから、その道具をどう使うかというのは、その地元の公共団体のお考へ一つといふことで、景観法で何もできないというわけじやなくて、もちろん景観法、都市計画法、いろいろな法律があるわけでございます。都市緑地保全法とか、景観を作るためにはいろんな法律があるわけございまから、それをひとつ計画という中で活用してい

くというのがこの景観法の一一番大きなねらいだ

うことでござります。

○富樫練三君 問題はもうはつきりしていると思  
うんですね。

○富樫練三君

問題はもうはつきりしていると思  
うんですね。

ですから、景観法も私どもはそれなりの評価を  
しています。あわせて、都市計画法、建築基準法、  
そういう法律を総合的に活用しながら保全をして  
いくと、そういうことが大事なのであって、どうも局長  
の話を聞くところの法律は万能なようになります。  
けれども、決してそうではないということを併せて  
理解しながら対応していくことが必要だ  
というふうに思っています。

私は、景観の中で、それはデザインや色の問題  
も大事だと思います。しかし非常に大きな比  
重を占めるのは建物の高さだというふうに思って  
います。ですから、都市計画法に基づいて景観地  
区を指定して、その中で高さを制限する、このこ  
とは大変大事だというふうに思っています。

その中で、景観地区に指定をしますと、景観は  
保全できるんだけれども、そのことは同時に一定  
の私権の制限を伴うと、こうすることにも同時に  
なるわけです。ですから、無制限にこの区域を広  
げるというのはなかなか困難を伴うと、こういう  
性格のものもあると思います。

そういう場合に、例えば景観地区の外側に超高  
層ビルなどが建築されれば途端に景観は破壊され  
てしまう。よく挙げられる例ですけれども、平等  
院がその例でありますし、さらに国會議事堂の周  
辺も同様であります。したがって、区域を設定す  
るのはいいんだけども、どうやってその全体、  
地域全体を守っていくかということを、先ほど複  
数の自治体の問題が、問題点が提起されましたけ  
ども、協議会で対応するという答弁がございま  
した。ただ、なかなかそれも簡単にはいかないも  
のだろうというふうには思っています。

そこで、身近なところで、この国会のところに  
も大変大きな超高層ビルができております。国会  
の建物がすべてだというふうには思いませんけれ  
ども、しかしながら、景観上配慮ができないなか  
た

のかという思いの方も少なくないだらうというふ  
うに率直に思っています。

こういうことの対応についてどのように考えて  
いるのか。こういうことが次から次と起つてい  
けば、せっかくの景観法を作つても効果は半減す  
るのではないかというふうに思っています。これ  
らの対策についてはどうお考えでしょうか。

○政府参考人(竹嶽誠君) 今、国會議事堂周辺の  
景観のお話がございました。こういう問題が起き  
ましたので、千代田区では現在、国会の正面から  
見てどういう景観になるのかという先ほどのよ  
うなシミュレーションをして、いろいろな都市計画  
法の都市計画の運用をするというように変わつて  
きていたわけでございまして、例えば議員会館の  
建て替えの問題がございましたけれども、これにつ  
いても、やはり同じような手法で国會議事堂とそ  
の新しく建てられる建物の調和というようなこと  
を考えているわけです。

いずれにしましても、今回、いろいろなこの景  
観を守り育していくための手法を盛り込んだ法律  
を提案させていただいたわけでございまして、こ  
の中で、スポットだけではなくて、その周辺も含  
めてこの景観計画、景観地区というのを活用して、  
日本の景観を良くしていくことが大事だと  
考へているわけでございます。

○富樫練三君 千代田区でシミュレーションをと  
いうふうに言つておられるけれども、シミュ  
レーションやつてみなくとも、もう現実に大きな  
ビルが二本も建つてあるわけでありますから、毎  
日それを私どもは見ているわけで。

これと関連して、この間の日経新聞でこういう  
ことが出されています。国会周辺、国會議事堂周  
辺では近年、次々と民間の高層ビルが建ち唐突な  
光景が出現した。近くの神社などから容積率を買  
い規制基準を満たして許可されたのだが、景観への  
影響が配慮された形跡はない。形骸化した数量  
規制のつじつま合わせはしても都市の姿には意を  
払わない。都市計画の無策が街を醜くした典型的  
な例であると、日経はこういうふうに言つておる  
けれども、しかしながら、景観上配慮ができるな  
かった

わけなんですね。

日経新聞が、都市計画の無策、こう言つた現行

の都市計画あるいは建築基準制度、そしてそれら  
を貫いているのは、私はやっぱり開発最優先の考  
え方、こういうことだろうというふうに思います。  
こういう状況を転換しない限り、実は伝統的な町  
並みを守ることも、それから近代的な景観を持つ  
都市、そういうこともできないのではないかとい  
うふうに思いますけれども、大臣はこういう点に  
ついてどういうふうに認識されていますでしょうか。

○國務大臣(石原伸晃君) 富樫委員が平等院の例  
と国会近くの二本の高層ビルの例を出されて、こ  
れはいずれも商業地にあるわけですから、建築基  
準法の申請をクリアしていますから、高いものを  
建てた。しかしその一方で、丘の上のランドマー  
クは本当は国會議事堂であったのに、その後ろに  
ものが見える。あるいは平等院も世界遺産に登録  
されていますし、あれも五、六百メートル離れた  
駅のそばの商業地に建つたもので何ら規制ができ  
なかつた。

そういうものに対してどうであるか、そんなも  
のを許してきたことはけしからぬ、こういう御指  
摘だたと思いますけれども、委員御指摘のとお  
り、経済効率性の方にやはり軸足があつたからあ  
るいものが許され、また大きい声で文句をだれ  
も言わなかつた。しかし今は、委員のお話を聞い  
ておりますと法律にも御賛成していただけそうな  
感じでございますが、党派を超えてこの問題につ  
いての重要性の認識というものが高まり、効率性  
重視あるいは経済性重視の中から、やはりそ  
ではない本当の心の豊かさみたいなものにシフトし  
ていこうという機運が正に醸成されてきた。

これから、もうできたものを壊すわけにはまい  
りませんが、これらの建築というものに対して  
は、委員御指摘のとおり、景観の重視、町並みに  
合つたもの、そういうものを十分重視していくこ  
とが非常に重要なのではないかと考へております。

○富樫練三君 最後になりますけれども、例えば  
金沢市の景観行政は各方面から大変しっかりやつ  
てあるというふうに評価されています。特に、旧  
市街地全体に各種の規制を加えて、旧市街地全体  
としては歴史的な町並み、この景観の保全を図つ  
ています。同時に、市の中心部、繁華街を中心と  
した近代的都市景観創出区域というのを作つてこ  
れを指定して、新しい近代的な都市景観を作ろう  
としているわけです。この区域の評価については  
いろいろな御意見があるわけありますけれども、  
景観の保全形成というのは、古いものを残  
すだけではなくて、歴史的な町並みの保全と新し  
い近代的な町並みの創出、このバランスが大変重  
要だというふうに私は思っています。

そういう意味では、私は埼玉ですけれども、埼  
玉の川越市というところ、ここでは伝統的建造物  
群保存地区というのを指定をしまして、ここで町  
の景観を守るという努力をしております。最初は  
これを保存するということがなかなかうまくいか  
なかつたんだけれども、住民が参加することに  
よつてこの実現が現られる。こういうことです  
から、住民参加というのはある意味では決定的だ  
と、住民が協力しない限りはなかなかそれができ  
ないということも言えるかと思います。

こういう新しいもの、そして古いものも大事に  
する、超高層ビルを中心だけというまちづくりでは  
ない、こういうことが、バランスが非常に大事だ  
というふうに思いますけれども、最後にこれらに  
ついての大蔵のお考へを伺つて、質問を終わりた  
いと存ります。

○國務大臣(石原伸晃君) ただいまの御指摘は、  
金沢はその伝統的な部分と近代的な都市というも  
のをゾーニングで分けて、開発と伝統と史跡を保  
護しているという点についての御指摘だと思いま  
す。私もそのゾーニングを図つて調和を図るとい  
うのは一つの方法としてこれから大いにあり得べ  
しいと存ります。

いずれにしても、その各地の主体的な取組とい  
うことを国民各界各層で共有していくことによ  
り、これが非常に重要なのではないかと考へております。

うものを今回の法律改正によつても支援できる、そういう気持ちでやつていかなければならぬと思つております。

○富檍練三君 終わります。

○委員長(奥石東君) 他に御発言もないようですから、三案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより三案について討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにし、お述べください。

○大沢辰美君 日本共産党を代表して、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する反対討論を行います。

なお、景観三法のうち、景観法及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案については賛成をします。

今回の景観三法による我が国都市、農村漁村における良好な景観を保全し、形成を図ることは極めて重要であることは当然であります。しかし、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に含まれている屋外広告物法の一部改正案については賛成できません。

反対の理由は、屋外広告物を許可制でくる地域を全国に拡大することになります。政治活動の自由を始め、国民の基本的な人権を不当に制限するおそれを全国に拡大することになります。屋外広告物法は、それ自体が、「この法律の規定に基づく条例の適用にあたつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないよう留意しなければならない。」と規定しているにもかかわらず、政党のポスター張りなどに対して、屋外広告物条例違反を理由に逮捕するなどの事態が後を絶ちません。

こうした実態が存在する下で、国民の基本的人権にかかるという重大な問題を持つ屋外広告物の許可制の対象地域を全国に拡大することは賛成できることを明らかにし、反対の討論といたします。

よろしくお願ひします。  
○委員長(奥石東君) 他に御意見もないようですか、討論は終局したものと認めます。

本案に賛成の方の挙手を願います。  
〔賛成者挙手〕

○委員長(奥石東君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(奥石東君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、都市緑地保全法等の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(奥石東君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、都市緑地保全法等の一部を改正する法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、都市緑地保全法等の一部を改正する法律案の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(奥石東君) 多数と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、池口君から発言を認められておりますので、これを許します。池口修次君。

○池口修次君 私は、ただいま可決されました景観法案に対する附帯決議案を提出いたします。

景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。

国民共有の財産であり後世に伝承すべき良好な景観と緑の保全・創出を図るため、地域特性

に応じ、市町村の主体性を尊重した施策を展開し、我が国全体として美しい国づくりに資する政策を指向すべきである。

以上の観点を踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、住民、事業者等の多様な主体の参加を図るために、景観法の基本理念の啓発普及、景観・緑に関する教育の充実に努めること。

二、景観法の施行に当たっては、地方公共団体の自主的な取組に支障を生じないよう配慮するとともに、先進的な取組事例に関する情報提供、専門家の育成等ソフト面での支援及び交付金・補助金等税財政上の支援に努めること。

三、景観計画の策定、景観地区等の都市計画の決定等に当たっては、住民への情報提供や住民意見の適切な反映がなされるようになるとともに、まちづくりNPOや専門家が適切に活用されるようすること。

特に、建築物等に関する形態意匠の制限について、住民に対しその内容が十分に周知されること。

四、公共事業の実施に当たっては、景観アセスメントシステムの確立、景観形成ガイドラインの作成等を早期に行うこと。

五、景観形成事業推進費については、地域の個性ある景観形成に資するものとなるよう、その取扱いに十分留意すること。

また、同推進費の配分及び実施状況について、その透明性を確保するとともに、同推進費が効果的かつ効率的に使用されるようにす

ること。

六、屋外広告物は景観に大きな影響を与えることにかんがみ、屋外広告物条例違反に対し適切な措置が講じられるよう地方公共団体を支援すること。

また、屋外広告物条例の規制内容の拡大に当たっては、関係者の理解を得つつ、既存広

告物についても一定期間を経過した後、当該条例に適合することとなるよう、適切な助言、支援等を行うこと。

七、屋外広告物の美観、安全性の確保等の観点から、不良・不適格業者の排除及び業界の指導・育成等に十分配慮するとともに、屋外広告業者の知識・技能の向上等に向けた環境整備を行うこと。

八、緑の拠点となる都市公園等の緑地と道路、河川等他の公共公益施設との連携を強化するとともに、遊休地等を活用した借地公園や立体都市公園の整備を積極的に推進すること。

また、NPO、民間事業者等により公園施設の設置又は管理が行われる場合において、その円滑かつ適切な運用を期すこと。

九、減少傾向にある都市の緑の確保を図るための助成措置等に関し、財政上の支援を検討すること。

十、失われつある地域固有の景観を再生する事業の推進を図るとともに、各地に残された自然環境の保全や地域在来の植物等の活用による緑化の推進に努めること。

十一、無電柱化の推進は、良好な景観の形成に加え、防災対策等にも資することから、幹線道路を始めとして、これを積極的に推進すること。

また、事業者に対する金融・税制上の支援措置の充実に努めること。

十二、より良好な景観形成を図るため、都市計画法、建築基準法等の関係法令の中に景観を明確に位置付けることも含め、景観法制の在り方について更なる検討を行うこと。

十三、右決議する。

以上でござります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げま



することに関する請願(第三二七八号)

一、長良川河口ぜきのゲートの開放等に関する  
請願(第三二七九号)

建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

第二八九一号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 東京都台東区浅草橋三ノ二六ノ五  
嶋田信希 外七百四十九名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。

第二八九二号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 三重県亀山市高塚町九ノ一〇一  
水戸英充 外四百九十九名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

第二八九三号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 茨城県つくば市春日一ノ二〇一  
四〇六 嶋山裕司 外四十九名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

第二八九四号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 横浜市鶴見区寛政町一四ノ一〇  
町井勝 外六百七十二名

紹介議員 齋藤 効君

この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。

第二八九五号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 佐賀県多久市東多久町大字別府  
二、九四九〇八六〇 坂口司 外  
百八十七名

紹介議員 陣内 孝雄君

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。

第二八九六号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 横浜市鶴見区寛政町一四ノ一〇  
原 栄一 外三百名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。

第二八九七号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 群馬県山田郡大間々町大字高津戸  
一、二四八 高橋祐一 外二百四十九名

紹介議員 渡辺巖 外四十九名

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。

第二八九八号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 町井勝 外六百七十二名

紹介議員 齋藤 効君

この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。

第二八九九号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 佐賀県多久市大和市深見西一ノ四ノ五  
京田政勝 外二十四名

紹介議員 齋藤 効君

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。

第二九〇〇号 平成十六年五月二十一日受理  
国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に  
関する請願

請願者 神奈川県大和市深見西一ノ四ノ五  
角田 義一君

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。

第二九〇一号 平成十六年五月二十一日受理  
国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に  
関する請願

請願者 神奈川県大和市深見西一ノ四ノ五  
京田政勝 外二十四名

紹介議員 齋藤 効君

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。

第二九〇二号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 神奈川県大和市深見西一ノ四ノ五  
京田政勝 外二十四名

紹介議員 齋藤 効君

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。

第二九〇三号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 新潟県中頸城郡吉川町大字梶二、  
一三九 田中サダ 外二百四十九名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。

第二九〇四号 平成十六年五月二十一日受理  
国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に  
関する請願

請願者 新潟県中頸城郡吉川町大字梶二、  
一三九 田中サダ 外二百四十九名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。

第二九〇五号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 東京都練馬区向山四ノ二三ノ一二  
萩原三男 外八十一名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。

第二九〇六号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 富山県射水郡下村白石六七三ノ五  
五 山崎令子 外四百九十九名

紹介議員 谷林 正昭君

この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。

第二九〇七号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 新潟県新発田市下三光五一四 伊  
藤好規 外六十六名

紹介議員 黒岩 宇洋君

この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。

請願者 東京都葛飾区亀有三ノ三三ノ八  
渡辺巖 外四十九名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。

第二九〇〇号 平成十六年五月二十一日受理  
国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に  
関する請願

請願者 仙台市青葉区山手町一一ノ五〇ノ  
二〇一 杉本常一 外二百四十九名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。

第二九〇一号 平成十六年五月二十一日受理  
国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に  
関する請願

請願者 群馬県山田郡大間々町大字高津戸  
一、二四八 高橋祐一 外二百四十九名

紹介議員 渡辺巖 外四十九名

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。

第二九〇二号 平成十六年五月二十一日受理  
国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に  
関する請願

請願者 東京都武蔵村山市大南一ノ四〇ノ  
二 谷川三郎 外五百四十九名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。

第二九〇三号 平成十六年五月二十一日受理  
国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に  
関する請願

請願者 新潟県中頸城郡吉川町大字梶二、  
一三九 田中サダ 外二百四十九名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。

第二九〇四号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 東京都練馬区向山四ノ二三ノ一二  
萩原三男 外八十一名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。

第二九〇五号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 富山県射水郡下村白石六七三ノ五  
五 山崎令子 外四百九十九名

紹介議員 谷林 正昭君

この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。

第二九〇六号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 新潟県新発田市下三光五一四 伊  
藤好規 外六十六名

紹介議員 黒岩 宇洋君

この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。

第二九〇七号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 東京都足立区綾瀬五ノ一九ノ六〇  
黒田正 外四百四十七名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。

第三九四七号 平成十六年五月二十一日受理  
国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に  
関する請願

請願者 仙台市青葉区山手町一一ノ五〇ノ  
二〇一 杉本常一 外二百四十九名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。

第二九〇〇号 平成十六年五月二十一日受理  
国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に  
関する請願

請願者 仙台市青葉区山手町一一ノ五〇ノ  
二〇一 杉本常一 外二百四十九名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。

第二九〇一号 平成十六年五月二十一日受理  
国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に  
関する請願

請願者 群馬県山田郡大間々町大字高津戸  
一、二四八 高橋祐一 外二百四十九名

紹介議員 渡辺巖 外四十九名

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。

第二九〇二号 平成十六年五月二十一日受理  
国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に  
関する請願

請願者 東京都武蔵村山市大南一ノ四〇ノ  
二 谷川三郎 外五百四十九名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。

第二九〇三号 平成十六年五月二十一日受理  
国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に  
関する請願

請願者 新潟県中頸城郡吉川町大字梶二、  
一三九 田中サダ 外二百四十九名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。

第二九〇四号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 東京都練馬区向山四ノ二三ノ一二  
萩原三男 外八十一名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。

第二九〇五号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 富山県射水郡下村白石六七三ノ五  
五 山崎令子 外四百九十九名

紹介議員 谷林 正昭君

この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。

第二九〇六号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 新潟県新発田市下三光五一四 伊  
藤好規 外六十六名

紹介議員 黒岩 宇洋君

この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。

第二九〇七号 平成十六年五月二十一日受理  
建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに  
関する請願

請願者 東京都足立区綾瀬五ノ一九ノ六〇  
黒田正 外四百四十七名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。

請願者 富山県下新川郡宇奈月町板屋二六二 倉井芳信 外一千四百九十九名	第三〇一〇号 平成十六年五月二十四日受理 建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに 関する請願
紹介議員 谷林 正昭君	この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。
第一九六四号 平成十六年五月二十四日受理 国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に関する請願	東京都葛飾区東金町七ノ一五ノ一 蔵前晴子 外二百四十九名
紹介議員 円 より子君	この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。
請願者 東京都葛飾区東金町七ノ一五ノ一 蔵前晴子 外二百四十九名	第三〇一一号 平成十六年五月二十四日受理 建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに 関する請願
請願者 神奈川県相模原市古淵一ノ一三ノ四五 岸田博敏 外百四十七名	この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。
紹介議員 畑野 君枝君	この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。
請願者 三重県桑名市東汰上三四五ノ六 菅原朋之 外六百八十六名	第三〇一二号 平成十六年五月二十四日受理 建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに 関する請願
紹介議員 高橋 千秋君	この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。
第三〇〇九号 平成十六年五月二十四日受理 建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに 関する請願	第三〇一二号 平成十六年五月二十四日受理 建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに 関する請願
請願者 横浜市都筑区あゆみが丘五ノ三二 ノ四〇四 小田川義和 外九名	この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。
紹介議員 畑野 君枝君	この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。
請願者 横浜市都筑区あゆみが丘五ノ三二 ノ四〇四 小田川義和 外九名	第三〇四九号 平成十六年五月二十五日受理 建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに 関する請願
紹介議員 川橋 幸子君	この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。
請願者 東京都北区上十条三ノ七ノ七 菊 池俊雄 外四百四十五名	第三〇一一号 平成十六年五月二十四日受理 建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに 関する請願
紹介議員 篠瀬 進君	この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。
請願者 福島県大沼郡会津本郷町字川原町 甲一、八九八 岩本光雄 外四百九十九名	第三〇一二号 平成十六年五月二十四日受理 建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに 関する請願
紹介議員 高橋 千秋君	この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。
第三〇四二号 平成十六年五月二十五日受理 建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに 関する請願	第三〇一二号 平成十六年五月二十四日受理 建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに 関する請願
請願者 北海道河東郡音更町南鈴蘭南三ノ五ノ一六 神島つな子 外百名	第三〇四二号 平成十六年五月二十五日受理 建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに 関する請願
紹介議員 中川 義雄君	この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。
長良川河口ぜきのゲートの開放等に関する請願	第三〇四九号 平成十六年五月二十五日受理 建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに 関する請願
紹介議員 吉川 春子君	この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。
請願者 東京都練馬区南田中三ノ三一ノ八 ノ一〇六 岩崎廣 外五百四十九名	第三〇六五号 平成十六年五月二十六日受理 建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに 関する請願
紹介議員 吉川 春子君	この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。

第三〇六六号 平成十六年五月二十六日受理 請願者 長野県東筑摩郡明科町七貴五、八 一四〇六 唐沢さとみ 外四百九 十九名	紹介議員 羽田雄一郎君 この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。	国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に関する請願
第三〇六七号 平成十六年五月二十六日受理 請願者 山梨県南アルプス市江原一、六〇 四ノ一 田中好實 外七百四十九 名	紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。	国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に関する請願
第三〇六八号 平成十六年五月二十六日受理 請願者 岐阜市御浪町一五 広井健一 外 百四十九名	紹介議員 大渕 絹子君 この請願の趣旨は、第三〇四九号と同じである。	国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に関する請願
第三〇六九号 平成十六年五月二十六日受理 請願者 岩佐 恵美君 この請願の趣旨は、第三〇四九号と同じである。	紹介議員 川橋 幸子君 この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。	国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に関する請願
第三一七五号 平成十六年五月二十七日受理 請願者 東京都足立区西新井四ノ三六ノ一 ○ 石原稔 外百五十一名	紹介議員 川橋 幸子君 この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。	国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に関する請願
第三一七六号 平成十六年五月二十七日受理 請願者 愛知県半田市長根町一ノ一〇三 榎原すみ子 外百四十九名	紹介議員 岩佐 恵美君 この請願の趣旨は、第三〇四九号と同じである。	国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に関する請願
第三一七七号 平成十六年五月二十七日受理 請願者 東京都葛飾区細田一ノ二二ノ一八 平野美佐子 外四十九名	紹介議員 ツルネンマルティ君 この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。	国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に関する請願
第三一七八号 平成十六年五月二十七日受理 請願者 新潟市太平二ノ五七ノ一六 川上 修 外二百四十九名	紹介議員 勝木 健司君 この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。	国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に関する請願
第三一七八号 平成十六年五月二十七日受理 請願者 大阪府枚方市御殿山南町四ノ三、 四四一 水本志郎 外三千三百六 十七名	紹介議員 勝木 健司君 この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。	気象事業の整備拡充に関する請願
第三一七九号 平成十六年五月二十七日受理 請願者 岐阜市一松道一ノ四〇 堀田紘治 外百四十九名	紹介議員 大脇 雅子君 この請願の趣旨は、第三〇四九号と同じである。	建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに関する請願
第六九日本委員会に左の案件が付託された。 一、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法 案(衆)	この請願の趣旨は、第三〇四九号と同じである。	この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法 (趣旨)	この請願の趣旨は、第二六五〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二五九二号と同じである。
第一条 この法律は、近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港を禁止する措置について定めるものとする。 (定義)	二 前項の閣議決定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 入港禁止の理由 二 特定の外国 三 特定船舶 四 入港禁止の期間	第三条 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは、閣議において、期間を定めて、特定船舶について、本邦の港への入港を禁止することを決定することができる。
第二条 この法律において「外国」とは、本邦以外の地域をいう。	五 前条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日	二(前号)の関係に類する特定の関係を有する船(入港禁止の決定)
第三条 この法律において「特定船舶」とは、次に掲げる船舶のうち次条第一項の閣議決定で定めるものをいう。	六 第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日	三 前二号に掲げるもののほか、特定の外国と期間に特定の外国の港に寄港した船舶(前号に掲げるものを除く。)
第四条 内閣総理大臣は、前条第一項又は第三項の閣議決定があつたときは、直ちに、その内容を告示しなければならない。	七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項	四 前二号に掲げるものと同一の港に寄港する船
第五条 政府は、前条の規定による告示があつた	八 第一条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日	五 前二号に掲げるものと同一の港に寄港する船

ときは、当該告示の日から二十日以内に国会に付議して、第三条第一項又は第三項の閣議決定に基づく入港禁止の実施につき国会の承認を求めるなければならない。ただし、国会が開会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

2 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに、当該議決に係る入港禁止の実施を終了させなければならない。この場合においては、内閣総理大臣は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

#### (入港禁止の実施)

第六条 第三条第一項又は第三項の閣議決定があつたときは、当該閣議決定で定める特定船舶の船長（船長がその職務を行うことができない場合は、船長に代わってその職務を行う者。以下同じ。）は、当該特定船舶に係る入港禁止の期間において、当該特定船舶を本邦の港に入港させてはならず、また、当該入港禁止の期間が開始された際現に当該閣議決定で定める特定船舶が本邦の港に入港している場合には、当該特定船舶の船長は、当該閣議決定で定める期日までに、当該特定船舶を本邦の港から出港させなければならない。ただし、遭難又は人道上の配慮をする必要があることその他やむを得ない特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 前項の特別の事情は、閣議において、決定する。この場合においては、内閣総理大臣は、直ちに、その内容を告示しなければならない。  
(入港禁止の終了)

第七条 第三条第一項又は第三項の閣議決定後、当該閣議決定に基づく入港禁止の全部若しくは一部を実施する必要がなくなつたと認めるとき又は国会が当該閣議決定に基づく入港禁止の全部若しくは一部の実施を終了すべきことを議決したときは、速やかに、閣議において、当該入港禁止の全部又は一部の実施を終了することを

決定しなければならない。この場合においては、内閣総理大臣は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

#### (国際約束の誠実な履行)

第八条 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならない。

#### (罰則)

第九条 第六条第一項の規定に違反した船長は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 国は、この法律の施行の状況、我が国を取り巻く国際情勢等にかんがみ、必要があると認めるとときはこの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含め必要な措置を講ずるものとする。

平成十六年六月十八日印刷

平成十六年六月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局